

平成20年第1回嵐山町議会定例会

議事日程 (第2号)

3月4日(火) 午前1

0時開議

日程第 1 議案第 7号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求

めることについて

日程第 2 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
等に関す

る条例の全部を改正することについて

日程第 3 議案第 9号 嵐山町長等の給与の特例に関する条例の一部を改
正するこ

とについて

日程第 4 議案第10号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて

日程第 5 議案第11号 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部
を改正す

ることについて

日程第 6 議案第12号 嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正す
ることに

ついて

日程第 7 議案第13号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することに
ついて

日程第 8 議案第14号 嵐山町介護保険条例の一部を改正する条例の一部
を改正す

ることについて

日程第 9 議案第15号 嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例
の一部を

改正することについて

日程第10 議案第16号 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の
一部を改

正することについて

日程第11 議案第17号 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条
例の一部

- を改正することについて
- 日程第12 議案第18号 嵐山町給水条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第19号 平成19年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）
議定につ
- いて
- 日程第14 議案第20号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予
算（第5
- 号）議定について
- 日程第15 議案第21号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計補正予算
（第3号）
- 議定について
- 日程第16 議案第22号 平成19年度嵐山町水道事業会計補正予算（第4
号）議定
- について
-

○出席議員（14名）

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	藤野幹男	議員
7番	河井勝久	議員	8番	村田廣宣	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	安藤欣男	議員	12番	松本美子	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	柳勝次	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	中村滋
書記	菅原広子

○説明のための出席者

岩	澤		勝	町	長
高	橋	兼	次	副	町長
安	藤		實	総務課	長
金	井	三	雄	政策経営課	長
富	岡	文	雄	税務課	長
馬	場	章	夫	町民課	長
井	上	裕	美	健康福祉課	長
田	邊	淑	宏	環境課	長
水	島	晴	夫	産業振興課	長
木	村	一	夫	都市整備課	長
小	澤		博	上下水道課	長
安	藤	高	二	会計管理者兼会計課	長
加	藤	信	幸	教 育	長
小	林	一	好	教育委員会学務課	長
田	幡	幸	信	教育委員会生涯学習課	長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局	長
				産業振興課長兼務	

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成20年嵐山町議会第1回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで報告をいたします。

去る2月29日、埼玉県自治会館において、埼玉県町村議会議長会役員
の退職慰労に対し、清水正之議員が埼玉県町村議会議長会から感謝状を
受けました。まことにめでたうございます。今後とも地方自治の進展にご
活躍いただきますようよろしくお願い申し上げます。おめでとうございます。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願
います。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○柳 勝次議長 日程第1、第7号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会

委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

町長より提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が平成20年3月19日に満了となるため、引き続き小峰あや子氏を選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

小峰氏の経歴につきましては添付をいたしました資料をごらん願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、清水議員。

○10番(清水正之議員) 政党所属がどうなっているか、お聞きをしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 固定資産評価審査委員会委員につきましては、選任に当たっての政党の所属要件はございませんで、調査してございません。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております。第7号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、第7号議案 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第2、第8号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第8号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の全部を改正することについての件でございます。非常勤特別職の報酬額について、その適正化を図るとともに、旅費等についても必要な条文の整備を行うため、本条例の全部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

全部改正のまず理由でございますけれども、非常勤特別職につきましては平成17年から19年の3年間、特例減額をお願いしてまいりました。今回、現行の報酬額につきまして、他の市町村と比較検討を行いまして、適正額に改定をさせていただくものでございます。

それから、2番目といたしまして、報酬の支給方法、支給日等について規定をしたものでございます。これは、第3条、4条関係でございます。

それから、官公署の職員が審議会の委員として任命をされた場合、原則として報酬は支給をされないわけでございますけれども、これについて明文化したものでございます。

最後に、公務のため出張した場合の旅費については、議員の旅費規定を準用しておったわけでございますけれども、当該条例におきまして独自に規定をさせていただいたと、こういう内容でございます。

それでは、別表、一番最後ですね、最後に参考資料をごらんをいただき

たいと思います。各職ごとに現行額、現行額というのは平成16年度の額で
ございます。特例減額、平成17年から19年の額、そして今回の改定額と
いう表になっております。特例減額につきましては、年額、月額の場合には
5%の減額、金額、日額の場合は500円の減額ということで特例減額をお
願いしてまいりました。この額が、郡内の他の市町村と比較をいたしまして
妥当な額である場合、この場合には特例減額の額を改定額といたしました。
特例減額前の現行額が他の市町村と比較をいたしまして妥当な額である場
合、この場合は、現行額をそのまま据え置くということにいたしました。しか
し、著しく均衡を欠いているもの、こういった場合には若干の引き上げも行い
ました。

その他といたしまして、年額で定めている職、これは行革大綱に基づき
まして、極力日額に改めると、こういう方針でございました。これについては
1件でございますが、日額に改めさせていただきます。

それから、これは12番と左側に書いてある番号のところでございますけ
れども、選挙関係の委員でございますけれども、これにつきましては国会議
員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これで基準額が定められて
おったわけでございますけれども、国の基準額の改正があるたびに適宜対
応しておったわけでございますけれども、その改正が必要ないように文言表
示をし、この法に基づく基準額で対応できることと、こういうふうな改正を行
ったわけでございます。

以上でございますけれども、よろしくお願いたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口議員。

○9番(川口浩史議員) 別表第2の内国旅行の旅費についてなんですが、
ここで宿泊料と食事が載っています。宿泊料が1万3,100円、食事が
2,600円と。食事も関連するのですけれども、宿泊料でちょっと伺いたいの
ですが、例えば1万円の旅館に泊まったとしますと、残りの3,100円はどこ
に行くのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 この宿泊の宿泊料でございますけれども、これは一
定の基準額といたしまして、定額で1夜について1万3,100円という形で定
めたわけでございます。ただ、著しく安い金額、例えば女性教育会館ですと
か、ああいうふうなところは公立の施設で、非常に安く宿泊できるわけでご
ざいまして、そういった施設に宿泊をした場合は旅費の調整というものがご

ざいまして、その調整において現実の額に調整をするというふうな規定もございまして、そこで調整をさせていただくということになっております。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、1万円の場合は調整はきかないということよろしいようですね。

それで、ちょっと町長に伺いたいんですが、残りの3,100円というのは、この場合でしたら特別職の職員に行くということですね。これは町長にもありますし、我々議員にもあるわけですね。我々が1万円の旅館に泊まれば、3,100円は、私が行けば、私の手元に来るわけなんですよ。つまりこれはおかしい話ではないかなと思うのです。こういう決まりで、何もしないのに3,100円が手元に来るわけですからね。これは実費に変えていく必要があると思うのです。で、上限額をこの金額にすれば、そういうお手盛りといいますか、それはなくなるわけですので、その点変えていくお考えをちょっと伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先に私のほうからちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

これは、特別職については1万3,100円、これは議員さんも三役も同じでございます。一般職の職については1万900円というふうな形で定まっております。これはあくまでも、先ほどお話し申し上げましたとおり、定額で支給をするということでございまして、仮に1万5,000円のところ、あるいは1万8,000円のところ、金額を超えてやむを得ずそこに泊まったにしても、その金額しか出ないというふうなことでございまして、今川口議員さんは下回った場合の例をお話をさせていただいておりますけれども、これは定額でございまして、著しく均衡を欠くような場合ですね、先ほど申し上げたような、そういった場合には旅費の調整を行えるというふうなことになっておりまして、1万3,100円のところ1万円で泊まったからといって調整が出てくるかという、それは出てこないというふうなことになっております。それは、くどいようでございますけれども、超えた場合でもそれまでの金額、下回った場合でもそれまでの金額という定額の定め方をしているがゆえでございます。

以上でございます。

○柳 勝次議長 続いて、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今超えた場合、下回った場合、お話がありました。それを実費にしたらというお話ですがけれども、実費ということになると、基準がなくな

ってしまうわけですよ。かかった分ですから。例えば2万円のところに泊まって実費、1万円のところに泊まって実費ということになるのではないかと思うのですが、一応の決まりが、基準額ができていて、その範囲で、しかも大きく変わった場合には調整をいたしますよと、こういう状況ですので、現状このとおり生かしていただければというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 実費の場合は、1万円で泊まったら1万円を、1万5,000円の場合は1万3,100円を、いわゆる1万3,100円を上限にするということで条例をつくれればいいわけです。そうすれば何ら問題もないと思うのです。そうでしょう。そうすれば1万円で泊まって、3,100円、我々お手盛りにならないわけですから、そういうおかしな制度はやっぱり変えていくことが必要だと思いますけれども、もう一度伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今お話をさせていただいたように、実費ということは今、上限が1万3,500円ということですがけれども、例えば極端なことがあって、そのような調整がきかない場所に行った場合に、そうするとどうなるかということもありますので、実費というのはどうなのかなというふうに、今までそういう形で不都合がなく来たのであって、そのまま続けていただければなというふうにご提案をしているわけでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番議員、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 特別職の考え方なのですが、これはちょっとこちらとは直接外れるかもしれないのですがけれども、公民館長と幼稚園園長が特別職というふうな形になっていますけれども、本来ならばこれは正規職員で取り扱うべき職になるのではないかと思うのですが、その考え方を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 本町の公民館長につきましては、非常勤特別職というふうな形の位置づけになっております。これは、まず常勤か非常勤かというところと、一般職か特別職かと、こういうふうな分類が公務員法上あるわけございまして、本町においては、公民館長さんについては非常勤特別職というふうな位置づけでやっていきたいというふうなことでございます。

なお郡内でも、公民館があつて、公民館長さんが配置をされているところは、ほとんどが非常勤特別職になっておるといふような状況でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 質問の確認ですか。

○13 番(渋谷登美子議員) 2つ質問しています。公民館長と幼稚園長については、本来ならば正規の職員でというふうな形だったのですけれども、公民館長の場合だけのお答えだったと思うのですが。

○柳 勝次議長 わかりました。では、答弁漏れとして、再度答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 失礼いたしました。幼稚園長さんも同様でございます。嵐山町では非常勤特別職という形をお願いをしているということでございます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 教育関係の考え方なのですけれども、以前も図書館長は非常勤特別職でした。ですけれども、正規の職員がつくようになりました。そんな形になってくると、やっぱり別に非常勤特別職だからという形ではなく、活発化、一つの仕事としての位置づけが全然違ってくると思うのですが、経済的な側面という予算の関係のものがあって、非常勤ですと位置づけていくという考え方もあると思うのです。

ここにこのような形で出てきた以上、今回も、20年度もその形でやっていくのだろうなというふうな考え方で考えるわけですが、町長として、私は教育職の中では、こういった公民館というのはとても重要で、非常勤特別職だからその人がという形ではないのですけれども、とても重要な役であると考えています。で、また幼稚園にしてもとても大切な役で、ほとんど毎日常勤として来ていただきたい職業のというか、立場の方であると考えておるのですが、その点についての町長の考え方はいかがなのですか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるように、大変重要な役でございます。ですので、そういうような形で適材適所の人をお願いをして、それで嵐山町では、非常勤特別職としてお願いをしているということでございまして、常勤だから、あるいは非常勤だからどうこうということではなくて、大変なお役をお願いをしているという意識を持ってお願いをしておるという状況でございます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) そうしますと、私の感覚としていきますと、公民館長が月額11万円ですかね、そして幼稚園長が月額17万円ですか、この

差というのはどこで出てきたのか。私は、同じようにとても重要な役割だと思うのです。日数で出てくるのか、そこのところがよくわからない。責任で出てくるのか。幼稚園の場合は、子供の命を預かるというとても大変なものもありますからというふうなところが出てくるのか、その金額の差というのが納得できないというふうに考えるのですが、その点についてのご説明をいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

担当のほうから最初に説明ありましたけれども、近隣の市町村との調整も考えてということ、そして今まで嵐山町でお願いをしてきた非常勤特別職の今までの状況等も勘案をいたし、そういう点から今回のご提示をさせていただいた金額に変えさせていただいたということでごさいます、何が基準、どこがどうということではなくて、今までの状況というもの、そして近隣をとということで決めさせていただいて、ご提示をさせていただいたということでごさいます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 費用弁償の考え方なのだと思いますけれども、基本的には費用弁償というものが実費になっていると思うのです。そういう面からすれば、実費弁償というものでいいのではないかなというふうに思うのです。

それで、なぜ特例減額をこの間設けてきたかと言え、先ほど課長がお話ししたとおりなのだと思うのです。きょうもこれから議案の中で減額の措置の問題をとられる部分もあるわけですね。だから、そういう面からすれば、先ほどの宿泊料の話ですけれども、実費弁償であって、上限を決めるということがあってもいいのではないかなと思うのです。費用弁償そのものの考え方からすれば、実費というものが基本になっているかなというふうに思うのです。そういう面からして、議会では 300 円というものを、実費という形で費用弁償の 300 円を決めて、今回またゼロにするわけですけれども、実費というものの考え方というものは費用弁償の中にあるかと思うのですけれども、その辺の、まず費用弁償の考え方をお聞きしたいというふうに思いますし、そういう面からすれば、実費というものであるとすれば、1万 3,000 円をいかない部分があつたとすれば、それはやっぱり実費ということの考え方の中からそれを適用し、町の予算を考えて上限を決めるという考え方があってもいいのではないかなというふうに思います、考え方をお聞きをしておきたいと

いうふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ただいま非常勤特別職の内国旅行の旅費等についてご審議をいただいておりますけれども、後ほど職員等の旅費に関する条例の一部改正のご審議をいただくわけでございますけれども、議員さんおっしゃられるとおり、実費というのが一番筋の通った考え方でございます、そのような内容にこの職員の旅費条例を改正する予定になっております。

ただ、この1万3,100円ですとか、後でほかの町長等、あるいはところにも出てまいりますけれども、あるいは議員さんのところにも出てまいりますけれども、さまざまなこの金額が何を根拠に下がっているのかというふうなことになるわけなのです。そうしますと、職員については、これは旅費法、国家公務員の旅費の支給に関する法律、この法律が根拠になっているわけです。職については3級から6級職、そして町長あるいは議員さん、非常勤特別職、非常勤の特別職の公務員の方は、どこの市町村も7級以上の根拠にしてこれを条例化をしているわけなのです。ですから、1万3,100円のそういったものが根拠になっておまして、日本全国この法を尊重しながら、地方公務員の非常勤特別職、一般職の旅費が定められているというふうな状況でございます、先ほどからいろいろご議論いただいております、下がった場合はどうか、上がった場合はどうかというふうな、それは議論もあるのですけれども、一定の額として調査をし、実施をされている金額というのは、ずっと公務員を取り巻くこの金額についてはその法律を根拠にして定まってきたと、また運用もされてきているということでございまして、いろんなお考えもあるのでございましょうけれども、こういった考え方で今回も条例の改正案を出させていただいておりますということでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) いろんな根拠法令というものそのものが社会通念上の考え方から来るのではないかなというふうに思うのです。その社会通念上の考え方からすれば、例えば規定以下の宿泊で泊まった場合については、それも払うというか、それをもらうというのが社会通念上妥当ではないかなというふうに思います。そういう面からすれば、その基準というものが、社会通念上の考え方からすれば、一定額以下で泊まったのにそれ以上の金額をもらうというのは、社会通念上、やはり私はおかしいのではないかなというふうに思うのです。そういう面からすれば、もう一つの側面として、町の財政

の問題があるわけですから、そういう社会通念上の問題、それからもう一つの財政上の問題という面からすれば、やはりそこに上限を設けておくというのも1つの理解を得られる問題なのだと思いますけれども、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務部長。

○安藤 實総務課長 これは非常勤の特別職、あるいは他の特別職もそうですけれども、旅費のその考え方というのは、職員の旅費条例を準用するのだというふうなことになっております。職員の旅費条例の中に、先ほどから申し上げていますような旅費の調整というのがございまして、公用の交通機関あるいは公用の宿泊施設を利用した旅行の場合には調整ができるというふうなことになっているわけです。その調整をする根拠というのは、議員さんおっしゃられるとおりだと思っております。一定額を下回ったものについてはそういったことで、やっぱりもともとが、原資が税金ですから、そういったものは必要最小限の経費を払っていくのだというふうな考え方があるからこの条文ができているのだと思っております。

ただ、いろんな行政実例等は、公用の宿泊施設を使った場合というふうなことがございまして、先ほど来そういうふうなご答弁申し上げているのですけれども、今後の運用に当たって、他の市町村の状況もちょっと調査をさせていただいたり、県の状況もちょっと調査をさせていただいて、もうちょっと議員さんのおっしゃられるような考え方にとって調整ができるかできないか、その辺も検討させていただければと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第8号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の全部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第9号議案 嵐山町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第9号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町長等の給与の特定に関する条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町長等の給与の特例減額の改正並びに適用期限の延長を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

町長等の給与の特例減額でございますけれども、平成17年から3年間実施をされたわけでございます。このたびの改正につきましては、特例減額の率につきましてまず変更させていただくと。副町長が9%の減額率だったものを5%の減額率に、教育長を7%の減額率を3%の減額率にさせていただくものでございます。なお、町長20%の減額率については変更はございません。

それから、適用期限の延長でございますけれども、現行の特例減額条例につきましては本年度末をもって期限切れになるわけでございます。これを町長の任期でございます9月8日まで延長させていただくと、こういう内容でございます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、具体的には町長から教育長まで幾らになるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、町長が条例で定める額が72万6,000円

でございます。これを20%減額いたしますと、58万800円でございます。副町長でございますけれども、条例で定める額が60万5,000円でございます。これは5%削減いたしまして、57万4,700円でございます。教育長でございますが、条例で定める額は56万3,000円でございます。減額後の額が54万6,100円となるわけでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第9号議案 嵐山町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第10号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、本年4月から創設される後期高齢者医療に関する事務を町民課の分掌事務に追加をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) この後期高齢者医療に関することで、具体的

な事務はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 それでは、答弁させていただきます。

後期高齢者が始まるわけでございますが、事務の根拠といたしまして、広域連合のほうでそちらのほうの事務を行いまして、町民にまつわる申請、それから徴収関係ですか、そういったものが町村に割り当てられてまいります。こちら初めてスタートでありまして、量的な分ははかることはちょっと不可能なのですが、町民と接する部分の分が町に任されるという状況でございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 私は、徴収にかかわる部分がかなり量的にふえるのかなと思うのですけれども、その点ではどのくらいの人数を、具体的な人数を考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 確かに徴収部門ですか、特別徴収に関しましては、かなりそちらのほうで処理されるかと思いますが、それから普通徴収ですか、そちらのほうにつきまして、町のほうが主体となってまいります。こちらにつきまして、大変生活の厳しい部分も入ってくるかと思われ。そうした中で、人数をはっきりここでとらえてございませませんが、その中の何割かは該当してきてしまうのではないかというふうな考えでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 10 号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第5、第11号議案 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについての件でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、大学院を定義をする条番号が繰り下げられるため、本条例の番号、関係条番号について所要の整備を行うものでございます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第11号議案 嵐山町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第12号議案 嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについての件でございます。鉄道賃等における職務給別利用区分廃止並びに国家公務員に準じて必要な条文の整備を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

今回の主な改正点でございますけれども、旅費といたしまして、鉄道賃ですとか船賃、航空賃、こういったものが支給されるわけでございますけれども、全体のこの旅費条例を通して、現行条例では5級以上の管理職と4級以下の職員で、利用できる車両、あるいは客室に差があったわけでございます。これは現実的ではありませんし、他の市町村においても職員間で格差が設けられていないと、こういうふうな状況にございますので、この際この部分を削除をさせていただくもの、これが中心でございます。関係する条文は、第2条、第12条、13条、27条、28条、29条、34条にかかわるわけでございます。

それから2点目でございますけれども、第15条、これは車賃を規定した条文でございますけれども、現行条例では、キロメートル当たり37円というものを原則としてまいりました。このたびの改正では、実費というふうな原則に基づきまして、路面電車ですとかバス路線、こういったものがある場合には、その運賃によるのだというふうなことでございまして、そういったものがない場合に限って、キロメートル当たり37円というふうに改めさせていただきますわけでございます。それから、15条の2では、自家用車を使用した場合の旅費について、ここに明文化をさせていただきました。

最後に、附則の関係でございますけれども、第1項は施行期日でございまして、本年の4月1日から施行するもの、第3項が、ここで嵐山町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正と、一部改正手続を附則で行っております。これは、町長等につきましては、既に内国旅行の日当は支給をされておらないわけでございますけれども、これを第6条に明文化をしたものでございます。

次に、別紙でございますけれども、別紙の1、これは職員の旅費の一定額を定めてあるものでございまして、別紙1の別表第1、内国旅行の旅費というタイトルがございまして、これについては変更はございません。別表第2

の外国旅行の旅費、この定額につきまして旅費法が改正になっておりまして、その改正された額にここで変更させていただくものでございます。

次に、別紙の2でございますけれども、これは町長等の旅費の一定額でございまして、内国旅行の旅費の車賃、宿泊料、嘱託料は変更はございません。外国旅行の旅費につきまして、一般職と同様、旅費法が改正になっておりますので、その金額に改めさせていただくと、こういう内容でございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) わかりやすいので、宿泊料の問題で。実費でも町長は問題があると、問題があるかもしれないようなことと言って、受け付けませんでした。私に言わせれば、こんなことがわからないで行政やっているのかと言いたいですよ。実費で何で悪い面があるのですか。それ以上もらっている私がお手盛りだと言っているのですから、当然これは改正すべきものではないのですか。なぜ固定給でこだわるのかというのが私わかりませんよ。これは当然実費にすべきです。

それから、近隣町村を見てと言ったって、近隣町村なんか動きなんかありませんよ。嵐山町が先陣を切るのですよ。そういう考えを持ってやらなければいけませんよ。大体、町長は町民のお金を預かっているのですからね。これは一円の無駄もなく使うのだという考えがなかったらだめですよ。お手盛りは絶対なくすのだという考えがなかったら。そういう考えがあるのかどうか、まず初めに伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 税金をどう使うかというお尋ねですけれども、おっしゃるとおりでございまして、現在でもそういうような形で、しっかり無駄のないように予算を組んで、しかもそれを徴収する人の気持ちになって、執行する人はしっかり意識を持ってやっていただきたいということを話ながら予算を組んだり、計画をして実行している状況でございます。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) でしたら、これは改正すべきですよ。1万円の旅館泊まったら、1万円でもいいではないですか。何で1万3,100円もらえる条例をつくるのですか。続けるのですか。1万円にすべきではないですか。それを実費にしてくれということがどこに問題があるのですか。何か具体的な問題があるのだったら、私の気がついてい問題があるのだったらおっしゃって

ください。なるほどということであれば、私はこれ引きますよ。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 説明の中にもありましたように、1万3,500円ですとか、1万5,000円ですとか、上限の中のものが大きく変わっている場合には調整ができますよという説明をさせていただきましたけれども、その調整ができるということをお感じになっていただければなというふうに思うのです。そういう状況で、定めた場合には調整ができる。それと、近隣においてはどのような形にしているのかということの調査をするという係からの報告があったとおり、今後対応はしていきたいというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) あくまでもやる気がないわけですね。まあ驚きましたよ、私は。こんなことも本当に改正できないのかということで、くどいようですが、もらっている私がお手盛りだと言っているのですよ。当然それは改正すべきですよ。3,100円、あの1万3,100円って、今は旅館なんてどんどん安くなっているではないですか。ビジネスホテルなんて8,000円、9,000円で泊まれるではないですか。その差額分は議員であれば議員のところ、町長であれば町長のところに行くのですよ。それをお手盛りではないなんていう考えで続けるなんていうのは、とんでもないことですよ。

ちょっと待ってくださいね。ちょっと反論しましょうか。固定だと言っているのですからね。

○柳 勝次議長 質問をまとめていただくように。

○9番(川口浩史議員) 本当に私は驚きました。これをいろんなこと言っただ、調整機能があるのだと言ったって、1万3,000円、1万5,000円とかという場合に調整機能があるということ。あると言ったって、それは1万3,500円、1万5,000円で調整機能があると言ったって、どういうことであるのですかね。その場合は、上限で1万3,100円でいいではないですか。そういう余計に払っているものは、自己の持ち出しで。で、1万3,100円以下について実費にするということどこに不都合があるのですか。私はわかりません。これを続けるなんていうことでおっしゃる意味がね。これもう一度伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 これは、宿泊料の関係なのですけれども、先ほど来申し上げますのは、これはこれ以上高い金額の旅館に泊まっても、安いところに泊まっても、基本の定額としてはこの金額ですよ。で、これを調

整ができる場合というのを、今までの行政実例は、公用の施設、公的な、先ほど例で申し上げました女性教育会館、ああいったところは社会通念上、一般的な民間においての宿泊施設より安いわけですね。そういった場合には調整をなさいよというふうなことになっているわけです。そういうふうになってきました。ですけれども、先ほどお話し申し上げましたのが、議員さんのお考えを踏まえて、また現在のこの社会状況等を踏まえて、1万3,100円あるいは1万900円と定まっている金額を下回って泊まった場合に、その旅費の宿泊料の調整を、どこまで調整する範囲にやっているのか、近隣の状況ですとか嵐山町以外のやり方をとっているところの状況は調査をさせていただくと。

今回、川口議員さん、ここの金額を改めさせていただくとかというご提案しているわけではないのです。前にもお話し申し上げましたとおり、今までの条例と変更はないわけなのです、この部分についてはですね。変更、改正を提案しているわけではないのです。今までと同じということで、ただ運用の方法について、これについてちょっと調査研究をさせていただいて、議員さんのおっしゃられるような考え方にできるかできないか、お考えの基本になっている考え方はわかりましたので、そういった形で調査をさせていただきたいということで答弁申し上げたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今課長から答弁したとおりでございます。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第12号議案 嵐山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第13号議案 嵐山町国民健康保険条例の一

部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、少子化対策の観点から2割負担対象年齢を引き上げるとともに、特定健康診査等の義務化に対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬場町民課長。

〔馬場章夫町民課長登壇〕

○馬場章夫町民課長 それでは、議案第13号の細部につきまして説明させていただきます。

開いていただきまして、2枚目のページをお願いいたします。国民健康保険条例でございますが、16条から成り立っております。そのうち今回の保健法の改正によりまして、該当いたします4条ですか、6条につきましては、今まで3歳未満でありましたものを6歳未満まで引き上げさせていただくものでございます。

7条につきましては、国家公務員法ですか、こちらのほうの範囲が広いということがございまして、または例によるという言葉を使いさせながら適用させていただくものでございます。また、この7条につきましては、出産育児であります。これが次の8条ですか、こちらのほうの葬祭費関係まで及んでくるものでございます。

また、8条につきましては、4月から施行されます後期高齢者の医療の確保に関する法律ですが、そちらのほうを加えさせていただくものでございます。

9条につきましては、やはり4月から始まります特定健診、健康診査ですか、こちらのほうがスタートになりますもので、こちらを加えさせていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今度第9条で、今まで基本住民健診としていたものが、特定健診に変わるわけですね。で、中身も変わってくるわけですね。例えば血液の検査の中では、総コレステロールと尿素窒素、あと尿酸、この3つの検査がなくなり、肝機能の検査では総たんぱくの検査がなくなり、検尿ではウロビリノーゲンというのがなくなり、心電図は医師の必要と認めた場合に検査を受けられるということ、眼底検査も医師の必要ということになっているわけですね。これは特定健診という、このことで仕方ないわけなのですが、やはり今まで行っていた事業に対して続けていく必要があると思うのです。これはやっぱり町の責任で続けていく必要があると思うのです。で、例えば尿酸というのは、ちょっと忘れてきてしまったのですが、痛風などを起こすわけですよ。ちょっと高いという段階で、早期に治療を始めれば治療費も安く済むわけですが、それが進んでから治療になってくると治療費も高くなってしまいうわけですね。結果、国保財政を苦しめるということにつながっていくと思うのです。ですので、これを町の責任で引き続いて行っていく考えがあるか、伺いたいと思います。

それから、健診が、これ義務づけられます。5年後には検診率65%にしろというのが政府からの指示ですよ。これに達しなかったらペナルティーがあるのだということでもありますね。で、伺いたいのは、65%は可能と考えているのか。で、できなかった場合の罰金額は幾らになるのか、伺いたいと思います。

それから、特定健診に変わっても、検診料というのは変更があるのか、この健診のところでご説明した、変更があるのか伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 大変質問いただいたわけですが、それでは順次させていただきます。

検査項目ですか、こちらのほうがカットされた部分等がございます。その関係でございますが、こちらのほうにつきましては、行政といたしましては病気に対する判断ができませんので、医療関係の指示があるものにつきましては、そちらのほうの検診まで加わって、検診できるような制度となっております。それに対しまして、事業関係ですか、こちらのほうの65%という数字に達するかという問いでございますが、こちらのほうにつきましては、こちらへクリアするような状況で対応してまいりたいというのが現在の考えでございます。可能かと言われると、ちょっと心配な面がございますが、できる

だけこのパーセントに近づくように努力してまいりたいという考えでございます。

こちらのほうの関係につきまして、ペナルティー関係でございますが、こちらのほうにつきましてはまだ示されてございませんので、ペナルティーがあるということだけは報告をされておりますが、額といたしましてははっきりしていない状況でございます。

それから、検診料の関係でございますが、こちらのほうにつきましては医療機関等のつながりがございまして、この比企地区におきましては、この地域内、比企地区ですか、主に医者にかかれる範囲ですか、そちらのほうを医師会と話し合いがございまして、比企郡で統一単価ということで、9,000円弱の金額によりそちらの検査がやっていたいただけるような状況となっております。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 いや、手挙げていないから。

第9番議員、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 基本健診から特定健診になって、検査項目が行われない部分について、町で行っていくことが私大事だろうと思っているのですよ。先ほど申しましたように、おくれて治療したら国保を苦しめるわけですからね。財務会計をね。だから、このお考え、町で行う考えであるのか伺ったのですが、これ答えていないですよ。ないでしょう。ちょっとそこだけね。そこだけというのは、再質問でお答えですか。

○柳 勝次議長 答弁漏れということですね。

○9番(川口浩史議員) 答弁漏れで。

○柳 勝次議長 検査項目がカットされたものが町で行うかどうかということですね。

○9番(川口浩史議員) そうです。

○柳 勝次議長 わかりました。

答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

検査項目の中でカットされた分につきましては、医師の指示により、指示されたものにつきましては町の健診に加わってくるという範囲になってくると思われま。

以上でございます。

○柳 勝次議長 第9番議員、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ちょっと課長勘違いされているのではないかなと思うのです。心電図の場合は、医師が指示した場合は検査できますよ。眼底検査もそうですよ。貧血の検査もそうなのですよ。だけれども、先ほど申しましたように、尿酸だとか尿素窒素だとか総コレステロールだとか、これは検尿の段階で検査するウロビリノーゲンという、ちょっと私調べてきたのですが、ちょっと忘れてきてしまったので、説明できないのですがね。こういう項目、ほかにもありますけれども、は、今度は検査から外れるのです。これを町が行っていくべきではないかということなのですけれどもね。もう一度ちょっと回答をお願いします。

○柳 勝次議長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時25分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川口議員の質問に対し答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 大変貴重な時間を浪費いたしまして、申しわけございませんでした。それでは、報告させていただきます。

質問の中に、次年度ですか、抜けるものはどうかというお尋ねから始まった一件かと思えます。それで、検診項目といたしまして、明らかに抜けてまいりますのが尿酸ですか、こちらのほうが抜けてまいります。これにつきましては次年度ですか、町としては検診を考えてございませんでした。それで、20年度から始まる項目につきましては、基本項目を基本に考えさせていただいたものでありまして、尿酸が抜けてしまったという状況でございます。こちらのほうは痛風関係に関連する項目らしいのですが、これはとりあえず考えていなかったということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 尿酸とか、先ほども申しましたように、総コレステロールだとか尿素窒素、尿酸、これが血液検査の中で抜けたわけですね。で、肝機能の検査では総たんぱくとアルブミンの検査が抜けているわけなのですよ。ふえたものはないのです、基本的に。質問項目の中で、今薬を何か飲んでいますかというのが、聞くだけの項目がふえただけで、あと身体測定で腹囲、この測定がふえたというだけで、ふえていないのです。

では、考えていないということであるわけですからけれども、やっぱりこれ考

えていったほうが、初期の段階で自分がここが悪いのだと気づいて、早目の治療を、あるいは食事療法というか、そこまでいなくても、そこに気をつけるようなことをやっていったほうが、結果的に国保の会計を苦しめないのではないかなと思うのですけれども、ちょっとこれ町長に伺いたいと思います。そのお考えがないか、伺いたいと思います。

それから、健診5年後で65%というのはかなりというか、心配だとおっしゃるわけですね。ペナルティーを科すという国の考えもどうかと思うのですけれども、ただ健診は上げていく必要はあると思うのです。どんなふうにして上げていこうとしているのか、今までどのぐらいだろうな、3割ぐらいでしたかね、今現状をちょっとお聞かせいただいて、どのように上げていくのか、その方向性も伺っておきたいと思います。

それと、検診料が全体で1回9,000円ということですが、個人負担がふえていくのかどうかお聞きしているので、その点ちょっともう一度伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

とりあえず検診料の関係でございますが、個人負担900円を予定しているところでございます。

それから、検診項目にふえたところがないというご指摘でございますが、そのとおりになってくるかと思えます。また、この尿酸ですか、いずれも検査したほうがよいことは間違いのないと思えます。ただ、こちらにつきましては初年度、事業……

〔何事か言う人あり〕

○馬場章夫町民課長 パーセントを上げるという事業につきましては、初年度多く参加いただきながら、5年間のうちにその65%ですか、クリアできるように努力するしかないのではないかと考えてございます。明細な通知等によりまして、住民の方々が進んで参加できるような方法をとってまいりたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 検診項目の減、そしてもちろん対応はということですね。検診項目で、今ちょっと詳しいことはわからないのですけれども、今の話の中で、例えば総コレステロールの検査がなくなつたとありますよね。だけど、総コレステロール値の見方というのが変わってきているわけですね。いわゆる善玉コレステロール、悪玉コレステロールとかなんとかって、あれの数

値で、善玉がふえている場合には、総コレステロール値は多少オーバーしていても問題ない。けども、いわゆる悪玉というのがふえている場合には問題なのだというようなこと、そんなのを、いろいろ検査の項目って、あるいはその数値というの見方というものも変わってきているのではないかと思うのです。そういうものも幾分入っているのかなという気がするのと、今言った検尿というのがやるのだと思うので、何で尿酸だけやらないのかというの、ちょっと今の質問だけだとわからないので、調べてみたいと思うのです、もっと詳しく。

それで、今までそういうものをしていて、必要なくなったならやめてしまっていていいわけですがけれども、痛風なんかの一番わかりやすい数値と今まででは言われてきているわけですので、なぜそれがなくなったのか。だから、ほかのところには何か入っているなら別ですがけれども、そんなようなことも含めて、いずれにしてももっと詳しく検討してみたいと思います。

それで、町はということですがけれども、これについて検診を、現状はという今質問ありましたけれども、30%ぐらいのものですよね。それが65%ということですから、かなり頑張らないといけないのは間違いないわけで、それで、それを……まあ、こんなことを言うのはやめておきましょう。そういう大変厳しい状況のわけですよ。ですので、それをどうするかということもあるのですけれども、始めてみないとわからない部分もあるのです。ですので、そういう現状を勘案をしながら、町のほうでもどういうふうな対応を、しっかりやるのはしょうがないのですけれども、どんなふうな形でやっていくか、それで人的にはどういうことになるのか。そうすると、そういうことが庁舎全体の中でどう影響してくるのかということもありますので、もう少し動きを、初年度ですので、見ながら的確に対応を遅滞なくやっていきたいなというふうに思っておりますので、現状ではそんなところでちょっとお許しいただければと思うのですが。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番議員、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 特定健診なのですが、これがどうして4月から始めるのかというものを、まずちょっと話をしておきたいと思うのです。今までは住民健診というもので、町全体の住民を対象にやっていたかと思うのです。今度は後期高齢者が導入されることによって、いわゆる成人病と言われる問題をなくしていこうというのが問題なのですけれども、この特定健診そのものは、75歳以上の人はこの特定健診からすべて外されてしまうのです。そのお年寄りの健診をやるかどうかは、広域連合が決めるのだというふうに言っているのです。その特定健診のいわゆる60歳、65%というペナルティー、私はこれきちっと、今把握していないということなのですけれども、それをぜ

ひ知っておいてもらいたいと思うのですが、要するに特定保険料が加算をされるということになるのです。それがペナルティーなのです。で、65%いかなければ特定保険料が加算される。

では、特定保険料というのは何かということですが、今度の後期高齢者の医療費、後期高齢者医療制度が導入されることによって、現役世代は後期高齢者の医療費、その制度のために特定保険料というものを徴収するのです。その保険料が、町の健診が65%いかなければ、その人たちの保険料が加算されますよと。要するに高齢者と現役世代を分けてしまおうというのが政府の考え方です。町が65%いかなければ、現役世代の人に保険料をつけますよというのがペナルティー、そのことはぜひこの健診をやっていく上では、嵐山町にしてみれば圧倒的に現役世代のほうが多いわけですから、その人たちの保険料が上がってしまうという、全く理にかなわない制度そのものなのです。で、私ペナルティーの内容をちょっとお聞きをしようと思ったのですけれども、中身はそういう中身です。

もう一つは、いわゆる40歳からの今まで健診を受けていた人なのですが、国民健康保険の加入者については自治体がやりなさいと。それから社会保険の扶養、奥さんたちは会社が自治体と契約をして実施をなささいというふうになっております。それから、自治体の果たす役割って非常に大きくなるわけなのです。そういう面では、ただそういうふうにしても、その自治体によっては国保以外の人たちの健診をできない自治体が多いだろうというふうに全国的に言われております。その対応を一つ嵐山町はどういうふうにとるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

もう一つは、では75歳以上の人たちが、今度は町では健診をやらなくなるわけですから、ではそういう人たちの健康をどういうふうに守っていくかというものを考えなければいけないと思うのです。一つは、一番いいのは、広域連合が実施してくれれば一番いい話ですよ。だから、広域連合のほうから、要するに県のほうから、その75歳以上の人たちの助成をしてくださいと、年額。そうすれば、町が実施できるわけです。しかし、今県はそれはやらないと言っていますよね。だったら、嵐山町はどういう選択をするかというのが迫られると思うのですけれども、75歳以上の人たちの健診をどうしていくか、これは検診項目云々ではないのです。75歳以上の人たちというのは健康診査、要するに住民健診そのものからもう除かれてしまっているということですから、だからそういう面では、町はどういうふうにお年寄りの健診をやっていくのか、お聞きをしておきたいというふうに思うのです。

もう一つ、検診料の問題です。先ほど、国保の人は比企医師会のほうとの連携で約9,000円、多分8,990円だと思うのですけれども、検診料とし

てやることができる。それから、そのうちの個人負担ですから、個人負担 900 円ということなのですけれども、社会保険の人たちは、県医師会との契約で 6,900 円でできるということになりますよね。そういうふうになると、では社会保険に入っている人たちのほうが検診料が安くなるわけですよね。国保にも入っている人たちよりも。900 円の補助金では、とても社会保険の人たちと同額にはならない。この差額、やはりどこかで埋めなければならないと思うのですが、いずれにしても、社会保険の被扶養者については県と町が契約をして実施をするというふうになると思うのですけれども、そうなった場合に、社会保険に入っている人のほうが安くできる。国保に入っている人は、1,000 円ぐらい違うわけですよね。個人負担が 900 円ですから、町の財政としては 1,000 円ぐらい違ってくるわけですね。社会保険のほうが 6,900 円だと思うのですけれども、個人負担がどのくらいなるかわかりませんけれども、多分無料なのか、その辺ちょっとわかっていたらお聞きをしたいというふうに思います。いずれにしても、社会保険に入っていようが、国保に入っていようが、住民負担そのものは同じにしなければならないのだと思うのです。それが、そういうことですね。

もう一点は、いずれにしても今度はそういう形になりますと、国保への影響が出てくると思うのですけれども、国民健康保険として、この健診も含めて、国民健康保険への影響はどのようなふうに出てくるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 高度な質問でございまして、答弁に参っているところでございます。国保のほうで行う額は、比企医師会等の話し合いの中で決まってまいりました。社会保険のほうも、頭にちょっと入っていないのですが、先ほどの額になってくるかと思えます。

それで、話の中では、そちらのほうへ国保も加えるというような話ですか、会話をしたわけですが、とりあえず行政といたしましては、町民の方を対象にしておりますので、こちらを先決させていただきまして、その扶養者の関係ですか、そちらにつきましてはまだ結論出ていない状況でございます。

それから、75 歳以上の健診をどうするかという項目があったかと思えますが、こちらのほうにつきましては.....

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時30分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の清水議員の質問に対し答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 たびたび時間を空費いたしまして、まことに申しわけございません。

それでは、質問に関係でございますが、75歳以上の健診、勉強不足で申しわけありません。こちらのほうが広域連合のほうで計画いたしまして、町へ委託になりまして、町のほうで実施することになりまして、1人当たり8,990円の額を予定しております。また、こちらに関します個人負担ですか、900円ほどを見込んでおるところでございます。

また、被用者保険の関係でございますが、こちらのほうが集合契約になっておりまして、県医師会のほうで行いまして、各保険者ですか、行いまして、6,900円でございます。本人負担といたしまして、1割程度の700円が予定されるということでございます。こちらのほうの検診項目が、ヘモグロビンA1cというのですか、こちらのほうが抜けておりまして、こういった単価のずれが起きているかと思えます。75歳以上のほうの関係につきましては、医師会でやってもらうため、その判断力ですか、そちらのほうを加算されているために、こういった差が生まれているかなと思えます。

最後に、影響分ということでございますが、こちらのほうの健診が率を上回らない場合につきましては、そちらのほうの増減額プラス・マイナス10%ですか、そういった額から伴いまして、支援分にはね返ってくると思われます。それにはね返ることにより、また税額ですか、そちらのほうの影響が出てきてしまうかと思えます。それが出ていってまいりますのが5年後ですか、その5年までたたないうちに、気をつけて事業対応していくことが重要ななと思っております。

こちらのもう一つ、1点でございますが、影響に関しましては、今度は保健指導ですか、そちらのほうに関しても大きな影響が出てくるのではないかと心配しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳 勝次議長 第10番、清水議員。

○10番(清水正之議員) 後期高齢者そのものは、非常にこういうものは動いている状況で、性格な情報を把握するというのがなかなか難しいかと思うのですけれども、実は2月3日付の毎日新聞なのですけれども、被用者保険、いわゆる社会保険の本人については職場で実施をすると。で、被扶養

者ですけれども、要するに社会保険の扶養の奥さんたちについては住所地で受けられるように、主に市町村などへ委託するのだというふうに発表されているのです。それで、この中身からすると、その社会保険の奥さんや息子さんたちもいるのかと思うのですけれども、そういう人、扶養に入っている人については、その住所地、いわゆる嵐山なら嵐山のところでの市町村で実施をするというふうに言われているわけなのです。それで、実はこの問題で、市町村の対応について、この毎日新聞の発表では6割が対応できないというふうに発表になっているのです。それを実施するかどうかについても、3割が未定と。要するに9割の自治体が、この特定健診について実施ができるかどうか分からないというふうな発表がされているのです。

で、一体、では嵐山町については、被扶養者に対してどういうふうな状況になっていて、どういうふうな健診をされるのか。先ほどの話ですと、保険者のほうで全部実施するというふうに話がありましたけれども、確かに新聞発表ですと、社会保険の本人については、その保険者のほうで実施をするのだけれども、扶養者については市町村に委託をするのだというふうな発表なのです。それで、そういう面では、その現時点の問題で、この被扶養者に対してどういうふうな対応をとっていくのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、75歳以上の話ですけれども、今の話ですと、広域連合から委託を受けて町が実施をするという話だったと思うのです。それで、だとすると、その広域連合そのものが実施をすることにはなるのだと思うのですけれども、私はやっぱりこれは自己負担、恐らく話の内容ですと自己負担も900円ということになると思うのです。後期高齢者の場合は、少なくとも保険料を、その制度の中に入って保険料を下げて、医療もその中から受けるということですから、むしろ実施主体である広域連合が全額持って、町にその全額をお願いするというのが私は本来の趣旨なのだと思うのです。結局、75歳以上の人については、広域連合については、この話ですと、お金も出さないし、何もしないと。町に全くお任せしてしまうのだというふうにとれるのですけれども、もともと広域連合そのものが埼玉県の中の組織ですから、私はしっかりと県が広域連合に予算をつけて、補助金を出して、広域連合が実施をするというふうにしていくことが筋だというふうに思うのです。

そういう面からすると、この75歳以上を市町村が実施をするということになると、いずれにしてもこれは、75歳以下についても町の国保が、町が実施主体であって、その部分というのは国民健康保険が受け持っているのだと思うのです。それで、そういう面からすると、75歳以上の部分についても町の費用が出ていかざるを得ないというふうに思うのですが、そういう点か

らしても、町の国保の影響というのは大きくなっていくと思うのですけれども、この75歳以上の人たちの対応をどういうふうにするのか、また75歳以上と以下で健診内容が同じなのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。そういう面では、先ほど国保の影響というのは、支援分と保健指導の部分について影響が出てくるというふうに言われましたけれども、まさにそういうことなのかなというふうに思って、この2点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

この被保険者のほうの関係でございますが、指導の関係ですか、こちらのほうにつきましては、県のほうから町に対しましてアンケートがございまして、町で実施状況はどう、実施可能かどうかという問い合わせがございまして、アンケートには町として難しいというふうに県のほうへは出しているところがございます。それが9割近くを占めた要件かなと思います。それで、人数ですか、やがて増加してまいります人数につきましては、町の施設ですと、こちらのほうも大変になってくるかなということもございます。

失礼しました。75歳以上の関係でございますが、こちらのほう、健診ですか、こちらのほうにつきましては、町が委託されていくわけでございますが、そちらのほうの費用につきましては、1人当たり7,200円の負担ということで、連合会のほうから町に交付されてまいります。そういった経費で賄っていくようになると思いますので、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 先ほど言ったように、では社会保険の扶養者については町はどのような対応をとるのか、もう一回お聞きをしておきたいというふうに思います。アンケート調査云々はわからないのですが、まず嵐山町として社会保険の扶養者についてどのような対応をとるのか。

もう一点確認なのですけれども、75歳以上の人の健診について、広域連合から1人当たり7,200円の補助というか、そういうのが来るということでもいいですね。それだけ確認をしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 それでは、75歳以上の費用の関係でございますが、1人当たり7,200円、本人負担が900人ですか、その残った890円分が町が負担になってまいりますと思います。それから、被扶養者のほうの關係の健診につきましては、現段階無理ということ考えてございます。

指導ですか。指導対応につきましては、現段階では実施できない状況でございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党、清水正之です。議案第13号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて反対をいたします。

まず第1は、健診の変質とペナルティーの問題です。これまで自治体が住民に実施してきた基本健診や、使用者が労働者に対して行ってきた事業健診は、住民や労働者の健康保持、病気の早期発見、治療を目的としてきました。ところが、特定健診はその最大の目的を医療費削減としています。健診内容の目玉は、メタボリックシンドロームの予防、改善です。保険者は側位測定を軸に、メタボの保険加入者を見つけ出し、保健指導を行うことが義務づけられます。

重大なのは、健診の受診率や指導による改善率が悪い医療保険には、特定保険料の加算というペナルティーが科せられることです。政府が個人に対して健康づくりを怠ったと決めつけて、原因の究明、解決もせず、自己責任の名でペナルティーを科すのはまさに本末転倒です。住民が保険料を払うのは、必ずしも健康が損なわれたときに、安心して医療を受けるためです。保険料を懲罰の道具に使うのは、公的医療保険の役割を変質させるものにほかなりません。

第2は、特定健診が住民や労働者の負担増となる問題です。特定健診の導入により、従来老人保健法に基づいて自治体が公費で行ってきた基本健診が廃止され、健診の実施主体が国保に移ります。費用の市町村分は国保財政から拠出され、国保税の値上げにつながることになりかねません。従来の基本健診は、40歳以上のすべての住民が対象でしたが、特定健診では75歳以上の人を対象外となります。これが今話になったとおりであります。嵐山町としては、実施をするとしても、1人当たり890円の町負担が出てきます。これも国民健康保険の負担増になりかねないと考えます。同時に、労働安全衛生法に基づく事業者保険は継続されますが、ここでも従来は全額被用者負担だった健診の一部が保険負担となることによって、保険料値上げが懸念をされます。

こうした財源問題と健康の目的がメタボ摘発に特化されたことを受けて、

健診内容が後退、縮小するという問題も各保険で問題となっています。これでは、病気の予防、早期発見に逆行しかねません。新たに始まる特定健診、保健指導は、医療費削減と自己責任の名で健診の趣旨をゆがめ、住民の健康保持に対する国の責任を後退させる一方、住民、労働者に新たな負担増を押しつけるなど、問題だらけです。

最後に、除かれた検診項目について、町独自で措置することをはじめ、住民健診の一層の努力を求めて反対討論とします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 13 号議案 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 8、第 14 号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 14 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 14 号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件でございます。介護保険法施行令及び介護保険の国保負担金の算定等に関する政令の改正に伴い、平成 20 年度においても税制改正の影響を受けた者に対して激変緩和措置を継続するため、本条例の附則を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 それでは、議案第 14 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、税制改正の影響によりまして、保険料が大幅に上昇す

るものにつきまして、平成 18 年度及び平成 19 年度に講じました激変緩和措置を規定しております附則を改めさせていただくことが主な内容でございます。

それでは、改正条例をごらんいただきたいと思います。初めに、第3条の見出しの保険料を保険料率にする改正につきましては、条例の本文が保険料率となっておりますので、改めさせていただくものでございます。

次に、第 15 条第1項を第2条第1項にする改正につきましては、保険料率の引用条文が誤っていたため、改めさせていただくものでございます。

次に、第3条第1項第1号から次のページの第7号まで、及び第2項の第1号から第7号までの条文中の改正につきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する政令から引用いたしました条、項、号に誤りがございまして、改めさせていただくものでございます。

次に、追加いたしました第3項でございますが、第2項と同様に、平成 20 年度も激変緩和措置を継続していくため、新たに追加させていただくものでございます。

附則でございますが、施行日は本年4月1日とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 10 番、清水議員。

○10 番(清水正之議員) 今までこういうふうに関護保険の仕事をやってきて、条文が誤っていたという話なのですけれども、影響はなかったのかなというのが心配されるのですけれども、少なくとも見直しのときにされたかどうかというのは、私もちょっと覚えていないのですけれども、その条文に該当する部分をあったかなかったかは、その辺はわかりませんが、そのところは大丈夫だったのかどうか。同時に、確かに激変緩和措置で、年次ごとにということであるのですが、嵐山町に介護保険料そのものは県下でも非常に高い価格、たしか5番目か6番目ぐらいだったと思うのですけれども、ここに来て県内自治体には介護保険料を引き下げるという動きも出てきています。多分前の中でも論議した後期高齢者の関係と一緒に年金から天引きされるというふうな、4月からそういう形になりますから、その辺も考慮して、ある自治体では、幾つかの自治体では介護保険料そのものも下げていくという自治体も生まれてきているわけなのですけれども、嵐山町では保険料そのものはまだ引き下げることにはなっていないのですけれども、その辺の考え方、あわせてお聞きしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

引用いたしました条文に誤りがございましたわけでございます。平成 18 年 3 月議会で多分お願いをした改正の中でこういう誤りがあったわけございまして、しかしながらこの引用しました条文の中に、最終的にこの第 1 段階から第 5 段階、あるいは第 2 から第 5、第 3 から第 5、4 から 5、それぞれの段階区分がございまして、金額が示してございます。この示した金額が激変緩和措置の金額でございまして、これに対しては誤りがございませんので、影響はなかったというふうにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

それから、保険料の引き下げの考えはということでございますけれども、保険料につきましては、第 3 期の期間ということで決めさせていただいて、今平成 20 年度が第 3 期の最後の年ということでございます。幸いにいたしまして、平成 19 年度は予定しておりました保険料の範囲の中でうまく推移ができておりまして、給付費が推移できておりまして、若干の繰り越しも見込まれる予定でございます。しかしながら、今までの経緯もございまして、20 年度に、21 年度からの 3 カ年の第 4 期の計画を策定するわけでございますので、それにあわせて保険については介護保険運営協議会の委員さんもいらっしゃいますので、その中で協議をしていただければというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第 10 番、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちなみに、今年度末の基金の保有額がどのくらいになるか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

基金につきましては、平成 18 年度で 1,000 万円の積み立てをいたしました。平成 19 年度で 800 万円の積み立てを予定しております。それから、18 年から 19 年にかけて繰り越しもございました。今年度末でございますが、おおむね 2,300 万程度というふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 14 号議案 嵐山町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 9、第 15 号議案 嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 15 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 15 号は、嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。生き生きふれあいプラザやすらぎの利用時間を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 議案第 15 号の細部につきましてご説明申し上げます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。別表で規定しておりますやすらぎの利用時間を改めさせていただくものでございます。

大変申しわけないことで、おわびをしなければならないわけではありますが、条例で規定しております利用時間と現在やすらぎで実際に運用しております利用時間が異なっておりまして、この表のとおり改めさせていただくものでございます。なお、浴室の利用時間につきましては、トレーニングルームの使用時間を考慮いたしまして、30 分延長いたしました。

附則であります、本年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第15号議案 嵐山町生き生きふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第10、第16号議案 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行されることに伴いまして、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 議案第16号の細部につきましてご説明を申し上げます。

改正条例をごらんいただきたいと思います。第1条中の改正であります
が、75歳以上の後期高齢者が高齢者の医療の確保に関する法律の施行

に伴いまして、独立した保険制度の被保険者になることから、これを追加するものでございます。

次に、第2条中の改正でございますが、老人保健法施行令の題名が高齢者の医療の確保に関する法律施行令に変更されることに伴う改正及び身体障害者手帳1級から3級の所持者並びに療育手料マルA、A、B所持者以外の65歳以上の方の障害程度の認定が、町長から埼玉県後期高齢者医療広域連合に変更されたことによる改正でございます。

次に、第3条第1項本文中、それから次のページの第9条及び第11条の改正につきましては文言を整備するものでございます。

次に、第3条第1項第1号中に追加いたしました区につきましては、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者を除外する規定でございます。

次に、追加いたしました第9号は、県外の病院や施設に入院、入所または入居する前に本町内に住所を有していた者の住所地特例でありまして、県外の病院や施設に入院、入所していても、対象者とするとした規定でございます。

次に、第6条及び第7条の見出し並びに本文中の受給者証または受給証明書を受給者証に改めることにつきましては、現在75歳以上の高齢者に発行しております受給証明書には有効期限がなく、受給者番号が入っていないものを交付しておりましたが、保険者が広域連合となるため、他の受給者と同様の受給者証にこれを統一させてもらうものでございます。

附則でございますが、第1項は施行日を本年4月1日とするものでございます。第2項は、この条例の施行日前に嵐山町国民健康保険の規定に基づきまして、対象であった者、後期高齢者医療制度の移行後も施設等を退所するまでの間は施行前の住所地特例によりまして、資格登録をされている市町村において引き続き対象者とするとした経過措置を規定したものでございます。4月1日以降につきましては広域連合が県単位で行われるため、県内の市町村間での住所地特例の取り扱いはなくなるということでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 第2条の3号、これが今までは町長の認定で行われていたわけですね。今度、広域連合に変わるわけですね。身障者の場合、広域連合に入ってもいいし、入らなくてもいいということでありませぬ。入った

場合はこういうことで受けられるわけですがけれども、入らなかった場合も受けられるのか、この支給の対象になるのか、その点を確認したいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

第2条の第1号、第2号が略になっておりますが、ここに第1号に身障手帳の保持者、これが入っております。第2号に療育手帳の所持者、これが規定されておまして、第3号でございますけれども、これは寝たきり者等でございます。この中で入らなくても受けられるかということでございますけれども、65歳以上の方はご自分の意思で選択できるということでございまして、入らなくても入っても、これに該当すれば適用があるということでございます。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうですか。わかりました。

これはちょっと要望でいいのですけれども、これからも切りかえが可能なわけですね。一たん入らなかったという人も、またこっちに。そのそれぞれの障害の程度とかによって損得がありますのでね。そういうときにきめ細かい説明をしていってほしいのですけれども。要望ではなくて、ちょっとお答えいただきたいと思います。わかりますか。

○柳 勝次議長 説明をする必要があるから、それができるかどうかという質問ですか。

○9番(川口浩史議員) そうですね。そういうことです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 ご質問いただきましたとおり、当然担当課といたしましてはきめ細かい対応を、今までも実施しておりますし、これからもさせていただきますということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) これは重度心身障害者に関する条例改正なのですが、先ほど話がありましたように、後期高齢者医療制度に入るかどうかという問題については、医療費だけ考えれば、嵐山町の場合は医療費も入院給食費も無料になっていますから、入っても入らなくても同じだというふうに思うのです。

ただ、国民健康保険や社会保険の人が、今度は後期高齢者医療制度に入ることによって、1つは医療の面で、今度は医療の面では後期高齢者の

医療が該当してくるわけですから、今までと、75 歳以上の人と同じような医療制度になってくるというふうに思うのです。

そこで今、後期高齢者のほうに例えば国民健康保険から入った場合には、前回の議会でもお話ししたように、75 歳以上の場合は医療の制限が出てくるというふうになるわけですね。障害者の場合は、障害の程度が重くなればなるほど、特に合併症の場合なんかはそうだと思いますけれども、医療の制限をされることによって、命にかかわる問題が出てくるというふうに思うのです。そういうことから考えれば、医療の面から考えれば、入らないほうがいい人もいるというふうに思うのです。

もう一つは、保険料の問題ですよ。先ほど町長にお渡ししました、これ病院でもらってきた資料なのですけれども、今政府がこの後期高齢者を実施するということを決めておきながら、ここで凍結をするという話が出てきました。で、その凍結を中身がどうかということというふうに考えますと、要するに社会保険の扶養者の人は、来年の9月までは負担をしなくてもいいですよというふうになっていますね。これが全国では 200 万人いると。では、10月から3月までは1割負担になると。それから、来年の4月以降は全額負担になりますよというのが一つですね。国民健康保険に入っている障害者の人については凍結がありませんから、来年の4月から満額保険料を納めなければならない。全国では実に 110 万人いるそうです。保険料だけを考えれば、いわゆる凍結される人たちは後期高齢者のほうに入らないほうがいいというふうに思うのです。そのところが、その障害の程度、あるいは障害者の家庭の家庭内容、これによって、入ったほうがいいのか、入らないほうがいいのか、それが選択になってくると思うのです。そういう情報そのものを町がどう発信するかということが、個々の家庭やその障害者の人たちがどういう保険に入っているかによっても違いが出てきます。だから、そういう面で非常に選択という観点からしても難しいと思うのです。

私が調べた範囲では、2月1日現在で後期高齢者に移る人が嵐山町は 1,650 人ぐらいというふうに思います。それで、障害者の人がそのうち 99 人ぐらいいると思うのですけれども、その人たちが、ではどっちを選ぶかというものを、その人個々によって違うわけです。では、町はそういう医療の内容や、現在までの保険料の相違した中身そのものをどう発信して、その人がどっちを選んだほうが有利なのか、そのことをやっぱり町自身はきちっと一人一人に伝えて、選ばなければならないですね。このところが一番大きな問題なのだと思います。確かに医療費そのものから考えれば、重度医療が全部該当しますから、医療費そのものは基本的には全額町負担になっていますから問題にはなりませんけれども、受けられる医療が制限されるというこ

とになると、これは障害者だけに、障害者の家庭だけに、命にかかわる問題だと。では、多少高くても、受けられる医療をきちっと受けたほうが良いという人も出てくると思うのです。そのところ町はどう発信していくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

ちょっと重度医療の問題と違う方向に話がいつてしまったのかなという気はするのですが、今清水議員がご指摘いただきましたように、個々の事情、立場によりまして、一律に同じようなことが言えないということは間違いないわけございまして、入ったほうが有利な方、保険料で言えば被用者保険の扶養者の方、これらにつきましては先ほどお話がありましたように、9月まではゼロ円と。10月から3月までは1割で、21年度からは全額ということになりますので、そういったことを考えると、保険料のことを考えれば、入ったほうが有利、そういうこともございまして。そういうもろもろの事情がありますので、町としてもなかなか的を絞って.....

〔何事か言う人あり〕

○井上裕美健康福祉課長 そうですね。的を絞って広報するというのも大変難しいわけございまして、その辺もちょっと苦慮しているところでございまして、とにかく町としましては、その辺の事情も含めて、これからこの障害をお持ちになる、先ほど92名というお話もございましたけれども、こういった方たちがどうしたら、どちらを選んだら、選択したら有利になるのか、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) やっぱり一般、内容が非常に個人によって違いますから、一般的な広報というわけにはなかなかいかないのだと思うのです。これは、先ほど話したように、一人一人の障害の程度によっても違いますし、加入保険によっても違うというふうになるわけですから、一人一人にやっぱりきちっと対面して、やっていかざるを得ないのかなというふうに思うのです。そうでないと、制度そのものをやっぱり理解してもらうということも必要だし、結果的にその人が、その家庭が不利になるということになると、これもやっぱりまずいことだと思うのです。やっぱり重度医療の中身はあって、それから後期高齢者の中身がありますから、その人が医療としては、町として全部無料にはなるのだけれども、受けられる医療では、保険料によって、その家庭に及ぼす影響というのは違うことになりますから、それはやっぱり個々

の、個々面接ではないとできないかなと思うのです。だから、そういう点ではきちっとやっぱり、そういう方法をとっていただけるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今お話がございましたように、個々によってさまざまな違いがございます。もちろん所得によっても違うわけがございます。そういったことも今ご指摘いただいたとおりでございまして、これをどうやったら、何というのですか、対象者の方に正確にお伝えをし、その対象者の方がその情報をもとに選択をしていただくということになろうかと思っておりますけれども、その方法というのが、今議員さんがおっしゃられたように難しいわけございまして、その辺もちょっと考えながら、対応できていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第16号議案 嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第11、第17号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 17 号は、嵐山町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行されることに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 17 号議案 嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 12、第 18 号議案 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 18 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 18 号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。使用水量の少ない小規模世帯数の増加など、世帯構成の変化に伴い、節水努力をした場合、料金に反映できるような料金体系とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

改正条例をお開きください。まず、改正前の口径 13 及び口径 20 ミリメートルの基本料金なのですけれども、これが 10 立方までが 1,000 円ということ。それが基本料金が、今度は改正後は 5 立方まで、これが 500 円ということになります。それから、超過料金のところなのですけれども、今回左側の改正後、6 立方メートルから 10 立方メートルまでの部分を加えまして、この超過料金が 1 立方メートル当たり 80 円となるものでございます。それから、その次の 11 立方メートルから 20 立方メートルまで、これが改正前が 100 円、これが改正後が 90 円になるということでございます。それから、21 立方メートル以上については今までと同じということでございます。

附則につきましては、この条例は 20 年 4 月 1 日から施行するというところでございます。

それでは、水道料金、どの程度減額になるかということで、きょうは参考資料としてお配り申し上げましたけれども、それを見ていただきたいと思えます。水道料金表、縦のやつです。よろしいでしょうか。まず、この表を見ていただきたいと思えますが、まず 5 立方メートルまで、これが先ほど申し上げましたように 1,000 円が 500 円ということで、差額が 500 円、減額率については 50%、それから 6 立方のところ、1,000 円のやつが 580 円、420 円差額があるということで、42%の減額と。それから、7 立方のところ、34%、8 立方のところ、26%、9 立方のところ、18%の減、10 立方のところ、10%ということでございます。これで 1 から 10 までをこういうふうに、全部単純平均をすると、38%の減額率になるということでございます。

それから、20 立方のところをちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、11 立方メートルから 20 立方メートルにつきましては、ちょうど 10% ずつ下がっております。それで、小計のところ、1 から 20 までを合計をすると、減額率については 20.98%、全部足してですよ、これはね。ですから、20 立方の人については 10%の減額になるということでございます。そして、ずっとこれを最後、50 立方のところの下のところを見ていただきますと、小計が 6.85%の減額率になるということでございます。

それから、この真ん中辺のところ、25 立方メートルのところを見ていただきたいと思うのですけれども、この辺のところは、使用者がかなり多いということ、月に 25 ということで、検針は 2 カ月に 1 回やっておりますので、大体 50 立方になるのですけれども、このところが 7.27%の減になるということでございます。

それで、表については以上ですけれども、参考資料の横に開いている家

庭用水道料金収入の試算表というものをごらんいただきたいと思うのですが、この答申書の後のやつですね。これが収入の試算表なのですが、これがちょっと小さいのですが、18年度の決算で見たものでございます。18年度の決算で、今の料金体系にしたらどのぐらいの金額になるだろうと。ですから、これは一般的に加重平均になるかなと思うのですが、ここのところで、使用料金、下から4番目ぐらいのところに使用料金というのがありますけれども、これの一番右側の総計というのがありますけれども、これが256190という数字があります。これは税込みの平成18年度の家庭用の決算の金額でございます。2億5,619万円というふうな数字です。これが改正後の料金、下にありますのが236676という数字がありますけれども、これにつきましては現在の使用料の改正後の料金に当てはめたらこの数字になるだろうという試算でございます。金額にすると1,951万4,000円の減ということで、率にすると7.62%の減というふうなことになっております。

これをどういふふうに出したかといいますと、まず一番左のほうの5立方のところの改正後の料金の下を見ていただきたいと思うのですが、改正後の料金500円になっていて、使用料金が5985、これは598万5,000円という数字なのですが、これにつきましてはどうして出したかといいますと、その下に家庭用の水道使用料、今年の19年度の5回やった検針、これから出したわけなのですが、これの10立方メートル以下、この件数なのですが、10月検針というところで、951件というのがあります。これにつきましては2カ月の検針なので10立方メートルということで、この数字が5立方以下のところに入ってくるだろうということでございます。そういうことで、左側のまた表のところの使用料金の598万5,000円、この数字については、500円掛ける12カ月掛ける950件掛ける1.05ということで、598万5,000円という数字を出しました。そして、その右側の10立方のところの下の改正後料金900、使用料金7531とありますけれども、これにつきましては上の使用料金10178という数字がありますけれども、これが現行になりますので、これのところ、平均6立米から10立米までの平均のところの740円ということで0.74を掛けた数字、10178に0.74掛けて7531というふうになって、このようにしてまとめた数字が一番右側の総計ということで、案分をして出させたものでございます。当然これは18年度の合わせたものでありまして、今現在の水道とはまた違います。一応こいうふうに出させていただきました。

これによって、この一番右側のところの経営状況等の一覧を見ていただきたいと思うのですが、嵐山町がどのぐらいの位置におるかということ

でございますけれども、50番のところに嵐山町が2,100円という数字があります。これは18年4月1日現在で、現在はまた市町村合併等によって数字が変わっていると思いますけれども、50番であったものが、今回の改定によれば、八潮市が57番ですけれども、その後に来るということになりますね。川島町の前に来るといふうなことで、今まででも20ミリについては低かったのですけれども、なおまたこれは低くなったといふうなことでございます。

それから、その後ろのページの家庭用水道料金表の比較をちょっと見ていただきたいのですけれども、これは郡内、それから全国、それから県内といふうなことで、これは日本水道協会の水道料金の料金表から抜粋をしたものでありまして、高いところもあれば、安いところもあるということでございます。その中の嵐山水量別件数といふうなのがありますけれども、これにつきましては、これ2カ月のものですが、零から20のところは1,710件、25.5%、21から40立米が1,824件、27.3%、41から60のところは1,621件、24.2%ということで、これが2カ月分ですので、割っていただければ1カ月の料金になるということでございます。ですから、今回減額といふか、使用水量が、18年度の平均で、加重平均で7.6%ぐらいの減になったということですが、水道料金の単純平均のところでも、25立米のところは7.27%、24で7.69%ということで、単純平均と加重平均、大体同じぐらいになるかなといふうに感じております。ですから、20立方メートル以上の改正はありませんけれども、20立方メートル以上につきましては、このように料金については下がってくるのだということをご理解いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今回はすべての家庭に値下げが及ぶということで、評価したいと思います。

ただ、評価してこういう聞き方はあれなのですけれども、答申書でこういうふうに言っているのです。答申の中に、現在の社会情勢を考えると、もっと値下げをしたらどうかという意見があったということで答申があったわけですから。これについて、町長のお考えを伺いたいと思っております。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答申書の話がございましたけれども、その答申書の一番

最後のところに、引き続き町民に安全安心な水を供給するため、健全経営に努力されたいと、重い一文が入っております、こういうものをいろいろ勘案しながら、させていただいたという状況でございます。

○柳 勝次議長 ほかには。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。給水条例の一部改正について賛成討論を行います。

今回の水道料金の値下げはすべての家庭に及んでおりますが、特に使用量の少ない人に値下げを大きくしたことは、節水をすれば料金が安くなるというもので、評価できるものであります。そして、今後は水道事業運営委員会の中で指摘されておりますように、今の社会情勢を考え、さらなる値下げも検討し、これを求め、この改正条例に賛成討論いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第18号議案 嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時48分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第13、第19号議案 平成19年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、平成19年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)議定の件についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,853万7,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を59億5,325万9,000円とするものであります。そのほか繰越明許の設定が5件、地方債の追加が2件、変更が4件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

金井政策経営課長。

〔金井三雄政策経営課長登壇〕

○金井三雄政策経営課長 議案第19号につきまして細部説明を申し上げます。

恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費の関係でございます。まず、8款の土木費、1項道路橋梁費でございますが、繰越明許が3本ございます。川島49号線整備工事でございます。530万円でございます。これにつきましては地権者等と地元との協議が若干おくれましましたので、事業がおくってしまったためでございます。

次に、町道1-14号線整備工事230万9,000円でございますが、これにつきましては大妻女子高等学校の前の道路でございます。大妻女子高等学校の敷地を、用地を買収する必要がございます。これにつきましては3月に理事会がございまして、3月の理事会で承認をされないと買えませんので、今回繰越明許をさせていただくものでございます。

菅谷東西線整備工事1億1,048万1,000円でございます。これにつきましては一番大きいものが踏切の工事でございます。そのほか設計工事、公有地の取得等の関係でございます。これにつきましても東武鉄道さんとの協定の締結と、また一部の地権者等の協力がまだ得られていない等がありまして、繰越明許になっております。

次に、3項都市計画費でございます。東原第2公園整備工事でございます。800万円でございます。これにつきましては大幅な設計変更があったためでございます。

次に、停車場線ポケットパーク整備工事500万でございますが、これにつきましても大幅な設計変更がございました。歩道の整備をしていただく関係、また20年度に変更申請を依頼しまして、防火水槽を設置するために繰

越明許とさせていただくものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。第3表地方債の補正でございます。追加が2件ございます。古都及び緑地保全事業でございます。これにつきましては、小千代山の用地取得の関係でございますが、補助金をいただきました、1,280万いただいたのですが、その取得の残金2,570万円を起債を受けさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等についてはご高覧をいただきたいと思っております。なお、この起債につきましては、30%が交付税の基準財政需要額に入っております。

次に、繰上償還借換債でございます。これにつきましては、全協でご説明申し上げましたとおりでございます。2,470万円を借換債をさせていただくものでございます。

次に、変更でございますが、農業農村整備事業でございます。これにつきましては4つの事業が、需用費が確定いたしましたので、限度額を190万減額し、補正後の限度額を3,450万円とするものでございます。

次に、まちづくり交付金事業でございますが、これにつきましても事業費の確定等によりまして2,820万を減額いたしまして、限度額を1億6,390万円とするものでございます。

次に、道路整備事業債でございますが、これにつきましても事業の確定によりまして70万円を減額し、限度額を2,640万円とするものでございます。

学校教育施設等整備事業債でございますが、これにつきましては760万を増額いたしまして、1,440万円にするものでございまして、これにつきましては菅谷小学校の給水管の工事を行いましたものを、起債を借りることにしたものでございます。

恐れ入りますが、14ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。1款の町税、1項町民税、2目の法人でございますが、今回2億980万5,000円を増額補正をさせていただくものでございます。これにつきましては、11月末に資本金10億円以上の法人の申告がございまして、この2億900万のうちの1億8,700万は10億円以上の資本金の法人からの申告に基づくものでございます。

次に、12款分担金及び負担金でございます。1目の総務費負担金につきましては、広域バス路線の負担金をときがわ町から16万6,000円いただくものでございます。これによりまして、ときがわ町から負担金が373万9,000円となります。

次に、13款使用料及び手数料、2目の民生使用料でございますが、220万7,000円の減額でございます。これにつきましては、なごみ、やすら

ぎの利用者の減によるものでございます。

14 款の国庫支出金につきましては、事業の確定に伴います増減でございます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。その中で、2項の国庫補助金でございます。1目の民生費国庫補助金で315万円がでございます。これにつきましては新規でございまして、後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金でございます。これにつきましては後期高齢者のシステムを改修するための費用として、国から10割補助で補助をいただくものでございます。

続きまして、20 ページをお開きいただきたいと思います。15 款県支出金につきましても、ほぼ事業の確定に伴うものでございますが、3項の委託金の2目衛生費委託金19万8,000円でございますが、これにつきましては新しい委託金でございまして、アライグマ個体分析調査業務委託金でございまして、アライグマ45頭を捕獲しましたその費用が委託金として来たものでございます。

21 ページの16 款財産収入でございます。1目の不動産売却収入でございますが、これにつきましては町道と水路の払い下げを、2カ所払い下げを行いまして、192万3,000円でございます。

17 款寄附金、1目の一般寄附金でございますが、これにつきましては122 条でもご報告申し上げましたが、ご夫婦で100万円ずつ一般寄附をいただいております。200万円をいただきました。これにつきましては財調に積みまして、記念となる事業に活用させていただきたいと思っております。

次に、20 款諸収入、3目の雑入238万4,000円の増額ですが、その中で説明欄のその他の雑入で95万6,000円入っておりますが、これにつきましては平成18年度の社会福祉協議会からの精算金でございます。社会福祉協議会の職員が18年度途中で退職をされましたので、その人件費の精算金でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。23 ページをお願いいたします。2款の総務費、1目の一般管理費43万5,000円ですが、説明欄のところに財務会計システム運用管理事業で50万円ございますけれども、これにつきましては財務管理システムが20年度から変わりますので、債権者のデータ入力をする費用として50万円を計上させていただいております。

次に、4目の財産管理費3,220万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、まずふるさとづくり基金管理事業に3,026万6,000円を積み立てをさせていただきまして、基金の総額が3,958万2,000円となるものでございます。次に、嵐山町ステーションホール・アイプラザの管理事業でございまして、194万2,000円でございます。これにつきましては、

喫茶コーナーを開くための費用として、工事請負費で170万円、備品購入で大きなテーブルを1つ予定しております、24万2,000円でございます。このほか、このところで喫茶店を行っていただきます嵐山郷さんから、備品あと170万ほどは嵐山郷で買っていただく予定になっております。5目の財政調整基金でございますが、2億596万2,000円の増額でございます。これによりまして、財調の残高が2億6,399万1,000円となるものでございます。

27ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費でございます。7目の後期高齢者医療広域連合負担金315万円でございますが、これにつきましては、先ほど国の補助金を受けまして、システム改修をするための費用でございます。

恐れ入りますが、29ページをお願いいたします。6款の農林水産業費でございます。29万円の増額補正でございますが、説明欄のほうをごらんいただければと思います。農業振興諸事業30万円でございますけれども、農産物フォローアップ事業で30万、これにつきましては灯油が高騰しておりますので、花卉組合に30万円の補助金を出すための予算を計上したものでございます。

次に、8款土木費、3目の道路新設改良費でございます。これにつきましては524万4,000円の減額でございます。右側の説明欄を見ていただければと思います。まず、測量設計委託料139万円の減額でございますが、志賀271号と平沢101号の測量設計が終わりましたので、その差額でございます。

次に、公有財産購入費1,000万4,000円があるかと思っております。これにつきましては、土地開発基金に土地の買い戻しを行ったものでございまして、これによりまして土地開発基金の現金が3,202万9,000円となるものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思っております。まちづくり交付金事業1,385万8,000円の減額でございます。これにつきましては4路線の測量が終わりまして、測量設計終わりまして、その差額332万9,000円を減額するものでございます。また、公有財産購入費につきましても公有財産購入が終わりまして、1,052万9,000円を減額するものでございます。4目の交通安全施設整備費475万9,000円の増額ですが、これにつきましては説明のところを見ていただきますと、交通安全施設整備事業、公有財産購入費449万9,000円でございます。これにつきましては、ポケットパークのところの歩道を買収する費用として予算を組み替えたものでございまして、56.66平米を購入する費用でございます。

次に、3項の都市計画費、5目の公園費でございます。まちづくり公園費 2,349万7,000円の減額でございますが、このうち主なものはまちづくり交付金事業でございます。まず委託料 297万8,000円につきましては、ポケットパークの測量設計を予定しておりましたが、これは県が対応するというので、全額減額をするものでございます。

31 ページの工事請負費につきましては、ポケットパークと東原第2公園の事業費を2,000万円持っておりましたが、先ほど繰越明許で1,300万円とさせていただきます。その差額700万円を減額するものでございます。公有財産購入費1,023万1,000円の減額につきましては、ポケットパークの用地買収費の不用額になったものでございます。これのうち449万9,000円を交通安全施設のほうの公有財産のほうへ回したものでございます。

次に、9款消防費でございます。3目消防施設費40万6,000円でございますが、消火栓の管理事業で、川島1-10号線に消火栓、現在水道工事をやっておりますので、川島に消火栓を1基設置するための費用でございます。4目の防災費166万6,000円の減額でございますが、これにつきましては火災報知機の設置事業が完了いたしましたので、186万6,000円の減額でございます。また、消防防災施設整備費補助金20万円でございますが、これにつきましてはこの補助制度を新たに設けまして、火の見塔の取り壊しをするための費用に補助金を出すためでございます。補助率3分の2で、川島にある火の見を撤去するための費用でございます。

10 款の教育費につきましては、事業の結果に基づく増減でございます。

34 ページをお願いいたします。12 款公債費でございます。公債費の2,471万6,000円を増額をさせていただきますが、これにつきましては繰上償還をするための公債費をここに新たに計上させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、38 ページをお願いいたします。地方債の残高の関係でございます。前年度末現在高につきましてご高覧いただければと思います。平成18年度の地方債の残高が60億6,184万5,000円でございます。そして、19年度に5億590万4,000円を借り入れ、19年度中に7億6,191万1,000円を償還いたしました。そうしますと、差し引き19年度末で58億583万8,000円の地方債残高ということになります。以降につきましてはご高覧をいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 7ページの繰越明許費の東原の公園が設計変更になったということでご説明があったのですが、どんな設計変更になったのか、伺いたいと思います。

それと、24ページの広域路線バスですが、37万9,000円をここで入れるわけですね。それで伺いたいのは、乗客数が少なかったということでこれなのでしょうけれども、その乗客数の状況をちょっと伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 答え申し上げます。

繰越明許の東原の関係なのですけれども、設計変更の内容としまして、あそこへ当初土の山をつくった、子供たちが遊べるような公園ということで事業を計画していたわけですが、その後いろんな情勢の変化で、9区にあるゲートボール場ですか、そういうものが土地を返さなくてはならないという状況になりまして、ゲートボール場をあそこへ持っていけないかということで、そういうものを考慮して、ゲートボール場も含んだ形の変更ということでございます。

○柳 勝次議長 続いて、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

広域路線バスの関係でございますが、利用者数でございますが、4月から、今手元にありますのが12月分まででちょっとご容赦いただきたいと思うのですが、4月から12月までで2万4,403人でございます。1日平均109.4人でございます。18年度が7月から9月まで、18年7月から19年3月まででございますが、これにつきまして1万9,509人、そうしますと18年度の平均が88.3人、19年度の平均が1日平均が109.4人の状況でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうしますと、伸びているということで、利用者はよかったなと思います。ただ、やはり路線的には、ときがわ方面が赤字になっているということなんでしょうか。その分の繰り入れということなんでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

19年度の全体の費用が2,018万3,000円ほどかかっております。ま

だ確定はしておりませんが、大体2,018万3,000円を見込んでおります。運賃収入が680万5,000円でございます、差し引き1,337万8,000円ほどがときがわ町と嵐山町で費用負担するということになるかと思っております。日影線と第二庁舎につきましてはほぼ折半でございますので、半々で済むのですが、嵐山町の循環器センターに行っているほうが嵐山町全額持ちますので、こちらの分が610万円ほどを持つということでございます。ですから、嵐山町が960万持つのですけれども、そのうちの610万は循環器センター線のほうだということになります。ですから、ときがわ町からの2路線については350万円ぐらいの嵐山町負担ということでございまして、大半が循環器センターのほうの費用負担が多いということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 幾つかなのですけれども、まず先ほどの7ページのまちづくり交付金事業の東原第2公園整備工事なのですが、ゲートボール場を整備するという形になるのですけれども、一般的に子供の公園が少ないという形で東原第2公園は要望があったと思うのですが、それについてやっぱりゲートボール場と兼ねてというのは、かなり子供の遊び場としては難しい部分があるのかなと思うのですけれども、そこら辺の話し合いというのはなされたのでしょうか。どうしても子供の声よりも高齢者の方のほうの声のほうが強くなっていくと思うのですが、その辺の兼ね合いというのはどのように考えられたのか、それで次年度に繰り越す形になったのかという形で伺いたいと思います。

14ページになりますけれども、いきいきふれあいプラザの使用料が減額になりました。これの減額の理由というのはどのように考えられているのか。利用者が少なくなったということなのですが、これをどのように考えていて、せつかくあるもので、住民の方がやっぱり利用しやすい形にしていかなければいけないと思うのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

それと、25ページなのですが、地域生活支援事業ですけれども、入浴サービスが50万円ほどの減額補正になっていますが、入浴サービス自体はもう余り、もともと利用なさらないという形の方が多かったのか、それともどういうふうな形でこれがこの数字になってきたのか、確定したからということなのか、入浴サービスが利用しづらいということなのか、その点の原因はどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

東原の第2公園の関係なのですけれども、当初は確かに子供の遊び場というような形だったわけなのですけれども、町が計画してきたものにつきましては、東原の土地区画整理事業の用地を少し拡大したぐらいのものの用地で子供の遊び場を計画していたわけなのですけれども、それでその後、ゲートボール場の関係でできて、あそこに以前、処理場の跡地があったわけなのですよね。その部分を大分話し合いの中で縮小してもらいまして、その部分を含んだ形で公園を整備したもので、当初の計画からしますと、若干は小さくなっているかなというようなあれで、ゲートボール場と子供の遊ぶ場所については、場所的には区切りがされているというふうに考えております。

それと、話し合いの関係なのですけれども、そういうふうな話が出た、区のほうと話をして、事業のあれを詰めて、事業を実施しているという状況でございます。

○柳 勝次議長 続いて、井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えをいたします。

14 ページのいきいきふれあいプラザの減額の理由でございます。一番大きな理由は、半年券、あるいは年間券、これを廃止したことによりまして、通年利用されている方が少なくなってきたというのが主な原因でございます。また、なごみのおふろも廃止されたということも1つの理由だと思えます。これに対して、私どものほうといたしましては、利用しやすくするためということもございまして、昨年9月、議会にお願いをいたしまして、10月からは半年券、1年券の再開を始めました。また、さらに今議会で、やすらぎでは入浴時間の延長を30分、トレーニングルームが終了した後30分延長するようなこともいたしております。そういったことを考えながら、これからもやっていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

それから、25 ページの入浴サービスの関係でございますけれども、当初1人分として、年40回、50万円ということで予算に組みさせていただいたものでございまして、この方が家族の介助で自宅で入浴できるようになったということがございまして、50万円を減額させていただいたという理由でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 東原の第2公園のことなのですが、一般的に見ていきますと、ゲートボール場等、子供の公園とは一緒に子供とゲートボー

ル場をして、高齢者とが一緒の場にいるということが、ずっと見ていないのですけれども、子供の公園もあってゲートボール場もあるというふうなスタイルになっているというふうに今受け取ったのですが、そののところどうなのでしょう。子供の遊ぶ場所と、どう見ても高齢者の人のゲートボールと子供の公園というか、そういった部分が一体になって遊んでいるという場を見たことがないのですけれども、その点で、やはり高齢者の部分がどうしても重要視されて、子供の声というのがかき消されていくという現実があるのではないかなと思うのですけれども、その点はどうなのですかね。それで、区画整理組合の方たちとの話し合いということも、やはり地権者という方は高齢者の方が多いですよね。子供というのは、そういうふうなところで意見を出すことができないわけで、その点についての兼ね合いというのはどのような形でなされていたのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

子供の遊ぶ場所と、ゲートボールやる場所については、段差で区切りがされている状況なのです、現地におきましては。で、ゲートボール場のほうが一段低い高さで、それと子供が遊べるような土の山をつくった場所については、一段高い部分ということで区切りされているというような状況でございます。それとまた、話し合いについては、そういうゲートボール場云々がなくなるということで、そういうものを説明をして、そういう中でご理解をしてもらったということで考えております。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 公園に関して、子供の遊ぶ場所に関して、子供に意見を聞くということはないと思うのです。あそこの場に関して言えば、全然別のところの話し合いで、子供のケアハウスをつくる時の話し合いの場で、子供の遊ぶ場所がないのだ、なくなるのでというふうな形があったと思うのです。そこでの子供の声というのを聞いた公園づくりとか、そういったものを今嵐山町ではなされていないと思うのですが、その点についてはどのような考え方でこれを進められているのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答え申し上げます。

子供の意見を聞いたことがないとおっしゃる話なのですけれども、以前に菅谷公園におきまして、水遊び場がほしいということで、300何名の署名をもちまして町のほうへ陳情されたというケースがありまして、それについても

簡単な小さい、本当の幼児の方たちが遊べる水遊び場をつくった経緯があって、それも利用しまして、今年度で4年になろうかと思うのですけれども、つくった年については大分利用者が多かったわけです。また、年を重ねるごとに子供が大きくなって、その地域に子供がいなくなってきた、だんだん、だんだん利用者がいなくなっているというような状況がありますので、今回についても、子供の遊ぶ場所については確かにそういう場所を確保して、また遊びながらそういう皆さん、子供たちの意見を、父兄の意見を聞きながら、若干の整備が必要なものについては進めていけばいいのではないかというふうに考えております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 2点ほど質問させていただきます。

20 ページの2目の衛生費委託費の関係で、アライグマの個体分析調査なのですけれども、先ほど45頭捕獲されたということでもありますけれども、前にも一般質問でも、この被害というのが大分ふえているという質問がございましたし、それから前埼玉新聞だったですかね、県内の生態系の中で、埼玉西部地区というのは非常にこのアライグマがふえている、被害状況が載っていたのですけれども、嵐山町でこの実態調査というのと、推計何頭ぐらいが生息されているのかですね。

それから、アライグマと同じように、ハクビシンの被害というののもかなりふえているというふうに聞くのですけれども、アライグマだけの実態調査で、あるいは捕獲で、ハクビシンについてはどのくらいになっているのか、わかりましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、31 ページでありますけれども、消防費の関係で、防災費の関係で、住宅火災警報機がすべてもう終了したというふうに思うわけでありませけれども、この総戸数がどのくらいの戸数になったのかですね。それから、障害者家庭あるいはひとり住まいの高齢者家庭、その他具体的なそれぞれの内訳がわかりましたらお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。

嵐山町の実態ということでございますけれども、アライグマにつきましては昨年、18年度なのですけれども、これにつきましては6月から19年3月31日まで、この辺で55頭捕獲されております。そしてまた、今年でございますけれども、昨年19年4月1日から20年2月末まででございますけれども、アライグマが50頭捕獲されているという状況でございます。実態調査につ

いては特段やってごさいませんが、一応このような形で捕獲されているというような状況でございませう。それとまた推計でございませうけれども、これにつきましては今後こういう調査を行って、県のほうで示していくのではないかと、このように考えております。

また、次にハクビシンの関係でございませうけれども、ハクビシンにつきましては18年度でございませうけれども、15頭つかまって、捕獲してございませう。それと、19年度の4月1日から20年2月末まででございませうけれども、33頭捕獲しているわけでございます。これにつきましても、こういう実績を踏まえて、県のほうでも今後推計をしていくのではないかと。また、どのような方法で今後計画的に進めていくのかということについて検討しているところでございませう。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 火災警報機の設置の戸数でございませうけれども、昨年の10月26日の日に臨時議会で請負契約の議決をいただきまして、このときの設置予定戸数が2,599基でございませう。その後、2回の広報、それから民生委員さんをお願いいたしまして、対象世帯の訪問、これらをやっていたいただいた結果、34基ふえまして、きょう現在で2,633基という状況でございませう。なお、まだ民生委員さん、回っていただいた結果がすべて町のほうに来ているわけではございませうので、まだ今後若干ふえる可能性があるということでございます。

それから、今申し上げましたきょう現在、33基の内訳でございませうけれども、障害者の方、障害者と防災カードに記載があった方、この方が、年齢は別といたしまして108基、その他でございませうけれども、これは65歳以上、あるいは寝たきりの方とか、さまざまな方、その他に入るわけでございますけれども、それが2,525基と、こういう内容でございませう。

○柳 勝次議長 第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) アライグマとハクビシンの関係ですけれども、年々捕獲頭数がふえているということになるのですけれども、とりわけ南部地区、北部地区、あると思うのですけれども、住宅街にもそういう被害出てくるのかなと思うのですけれども、とりわけ農産物被害という形になってくると、捕獲割合というのはどのくらいの割合で、南部と北部出てきているのでしょうか。そのことをお聞きしておきたいのですが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 先ほど議員の質問の中で、年々ふえているというよ

うな状況だということでございますけれども、実際の、今年、19年度に入っ
ての月ごとの集計というか、してございますので、それをちょっと言ってみた
いと思います。19年度につきましては、4月について12頭、それと5月が
16頭、それと6月が2頭、7月が6頭、8月が4頭、9月がゼロ、10月が2頭、
それと11月が3頭、12月がゼロ、1月が3頭、2月が2頭ということで、今年
に入って6月から急激に捕獲する数が減っているということでございます。と
いうことは、今まで18年度と19年度、始まりですか、その辺でかなり捕獲し
て、その成果が上がってきているのかなというふうには考えております。

それと、西部、北部との関係でございますけれども、これについてはやは
り多いのが、実際に取り組んでいるところは松山地域ですか、比企地域で
すか、その部分が多いわけございまして、松山地区についてはかなりの
頭数が、集計すると全体で500近くの、これ2月、今年の1月、19年度の1
月までなのですけれども、これで500頭ぐらいつかまっているというような状
態です。それと、南部のほうはさいたま市だとかその辺のところでも多少つか
まっているということで、特にこの東松山地区が.....

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 町内の。

○田邊淑宏環境課長 嵐山のですね。すいません。これは全体的に、古里
から將軍沢まで、すべて平均しています。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 2点ばかりお伺いいたします。

31ページの消防費、防災費なのですが、自主防災組織育成事業の中で
20万円増額。これは大字川島の火の見やぐらの撤去費用の補助金という
ことでございますが、撤去の、老朽化したからということではありましようが、
撤去の理由と、今回こうして補正で上げたわけですが、緊急性があったとい
うことなのかどうか、なおかつ3分の2の補助だということでございます。今
後こういう形で、補助の形で出していくのか、対応の仕方についてお伺いを
したいと思います。

それから、もう一点は34ページ、2目の体育施設費なのですが、海洋セ
ンター維持管理事業で、賃金として13万2,000円増額になっております。
海洋センターとこの増額の理由といいましようか、その植木の手入れとか、
管理に大変厳しさがあるというのは聞いておったわけなのですが、その関
係の賃金の増額なのかどうか、その点お伺いいたします。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、川島地区の火の見やぐらの関係でございますけれども、川島地区にも以前は自治消防がございまして、そこが解散になったけれども、火の見やぐらは残ってきたというようなことがございまして、いろいろ地域で話し合いをなされたそうでございますけれども、なかなかその火の見やぐらを取り壊すことについて地区の同意が得られなかったと。今回、区長さんお話し合いをとくとしまして、危険だから取り壊そうと、川島の総意になったということでございまして、そのことについて町に相談したと。町は、今まで塗装の、議員さんご承知のとおり、火の見やぐらの塗装の補助というのは消防分署で以前行っていたこともあったわけですが、そういうふうな補助制度がなかったものですから、新たに自治消防のそういった火の見やぐらを維持すること、あるいは取り壊すこと、あるいは自治消防の消防車庫の同様のことを、それらについて新たな補助制度を設けたということでございまして、これも現実的には郡内の状況ですとか、他の自治体の状況も調査をいたしまして、町としては地元に応分を負担をしていただくのだというような基本的な考え方がございまして、補助率も3分の2になったということでございます。

なお、町内に9カ所火の見やぐらがございまして、先般の区長会の席で、こういうふうな制度ができたので、もう一度火の見やぐらを安全点検を実施していただきたいというお願いを区長さんに出しまして、また同様な地元の、川島地区と同様なことが起きれば、また補正でもって予算をお願いしたいというふうなことになってございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 体育施設の海洋センター維持管理料の賃金 13 万 2,000 円の関係ですが、これは植木の維持管理という話ではなくて、あそこに職員が引き上げた後、2名の方が交代で、1名なのですけれども、1名ずついるわけなのですけれども、そのいる方の賃金が不足したと。それは、当初から計算したときが、ちょっと当初の計算のミスで7時間計算、前の町の規模というのですか、臨時職員が、正規の職員がいたときは9時から5時までいたわけなのですが、今こちらに職員が引き上げた後、8時半から5時15分までいるということで、その関係で、ちょっとそれが計算の誤りがありまして、その不足分ということで 13 万 2,000 円を追加していただくと、そういうものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第 11 番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 火の見やぐらの撤去の関係につきましては説明いただきましたが、9カ所ある中で、撤去の必要といいたいまいしょうか、そういうところもかなりあると思います。区長さん、区長会で説明しておるといことですから、それぞれ関係区長さんは持ち帰って、この撤去に合意といいたいまいしょうか、そういうことが起こった場合には対応がするのだと思うのですが、この要するに30万円、これは3分の2、上限が20万なのか、約30万円の事業費なので20万円出したのか、その辺がどうなっているのでしょうか。なおかつ危険なものですから、それは危険度の高いところは、今度はこういう制度ができてといいたいまいしょうか、町が出してくれれば危ないものが撤去できるということはあり得るのだと思うのです。ですから、この地元から要望が出たものについては、逐次対応していければいいかなというふうに思っているのですが。既に3分の2が上限なのか、20万でカットなのか、その辺をお伺いしたいのですが。

それから、海洋センターについては、賃金の関係の不足になった分だと。賃金といいたいまいしょうか、ミスだったということなのでわかりましたが、ただ維持管理の中で、シルバーに頼んで事業をやっている部分があるわけなのですが、とてもやり切れないと。その人数の配分ではやり切れないというようなことを聞いておるわけなのですが、その辺の声はお聞きになっているかどうか、お伺いしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 川島の火の見やぐらの撤去は、地域で見積書を徴しまして、その見積書の一番安い金額が30万円くらいだということでございまして、そのうちの3分の2の20万円を、これは町のほうから補助金として交付をさせていただくということの20万でございます。補助要綱上は、3分の2の補助率と、限度額も定められておりました、限度額については最高30万ということになっています。

○柳 勝次議長 続いて、田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 シルバーへの委託のほうが少し足りないのではないかと。というのは、シルバーには、今まで各施設ごとに委託費というのですか、計上していたのですが、今度の20年度からは一括計上して、管理していくということなのですが、ただいろんなところで植木をはぎるとか、道路の関係でも、3回が2回にとか、2回が1回にとか、いろいろなっていると思うのです。そんな関係で、町の中で全体で、体育施設に限らず、このような管理にかかってくるものですか、管理費が減ってきているのかなと思います。で、確かに少し足りないというか、という話は直接来ている

人は、毎日というのですかね、来ればいい話もありまして、言っているようですが、私のほうでももう少しはっきりと、今の委託形態というのが、来た中で幾日幾人というのがはっきりしていないようなものもちょっとありますので、新年度につきましては何人でどのようなことをとか、植木も年間3回はぎったほうがいいのか、2回でいいのかというようなこともありまして、その辺のところを新年度は確認した上で、委託のほうを出していけたらと考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、2点ほどお尋ねさせていただきます。

23ページから24ページにかかりますけれども、アイプラザでの関係なのでけれども、そちらのほうで、先ほどの説明によりますと、喫茶店というようなことで説明等がありましたけれども、この工事請負の関係ですが、どこで請け負うのか、あるいはどのくらいの平米数を行うのか。それから備品等の大きなテーブルというようなお話でした。その辺の細部につきましてお尋ねさせていただき、嵐山郷さんでも負担をしていただくのだというようなことでしたけれども、特にこういったようなものというような備品なのか、お尋ねさせていただきます。

それと、先ほどの、ほかの議員さんもお尋ねしましたけれども、31ページの火災報知機の関係なのですが、完了だというようなお話で、戸数等も説明等がありましたけれども、広報あるいは民生委員さんというような形のお話が出たと思うのですが、広報の2回というのは出たと。民生委員さんのほうからも、まだ出てくるかもわからないかなというようなことでしたけれども、その辺の対応はどう考えているのか、出てくれば配布するのかということをお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

まず、この工事の関係でございますけれども、今回この議会で議決をいただきましたら、町内の業者さんに見積もりをとって、工事を発注したいと考えております。内容的には、5メートル25と2メートル50、アイプラザの中にカウンターをつくりまして、そこでコーヒーが沸かせたり、また冷凍のケーキ等が出せるようにしたいと考えておりまして、その中で、町ではカウンターをつかって、あとシンクの流し台を置きます。ただ、今配水、水道工事等をアイ

プラザの中まで持ってこなくてはなりませんので、そういう工事と、電気工事と、あとこのカウンターをつくる工事、この3つに分かれて、一本でやりますけれども、事業的にそういう内容でやらせていただくことになると思います。

それで、ですから冷凍庫とか冷蔵庫とか、あと調理器ですか、そういうものとか、あとそういうケース等については、あとテーブルも町では大きいのを一つ買いますけれども、あと小さいのは嵐山郷さんのほうで、4人がけぐらいの小さいテーブルを嵐山郷さんのほうで買っていただくと。町では1つのテーブルで10人ぐらい座れるようなテーブルを、大きいのを1つだけ買う予定でございまして、それ以外については嵐山郷さんで購入をしていただくということでございまして、備品が全体で200万の見積もり、嵐山郷さんが計算しているのはそんなくらいでございましたが、そのうちの大きいテーブルだけ町で買いますよということ、将来備品として使いますので、一応それだけは町のほうで購入を予定したものでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 火災警報機の関係でございまして、これにつきましては区長会、それぞれの区長さんに大変なお骨折りをいただきまして、防災カードを指定していただき、その防災カードに基づいて火災警報機を、また区長さんを通じまして配布をさせていただきました。昨年2回に分けまして、すべて昨年末には配布ができたわけでございます。

ただ、中には気がつかなかった人、あるいはプライバシー等の問題もあって、区長さんには直接出しづらいと、こういう方もいらっしゃるわけでございます。議会からもそのようなご指摘をいただきました。それで、改めて広報紙で全町民に呼びかけると同時に、民生委員さんのご協力もいただきまして、たしか147世帯だったと思いましたが、こういった世帯を巡回をしていただきました。そして、防災カードの再提出をしていただきまして、それらの方々が出してきた防災カードに基づく火災警報機の数先ほど申し上げました数でございます。34棟ですね。ただ、2月1日から民生委員さん回っていらっしゃるに、まだすべて上がってきているのではないというふうに考えております。ただ、今後もふえてくる可能性がある。あるいは今後も要望していただければ、町としては対応させていただきたいという考え方でございます。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきますけれども、これはアイプラザの関係なのですけれども、日数的にはどのくらいの日数を月曜から1週間ありますけれども、その辺まではまだ検討はしていないので

しょうか。あるいは何時ごろまで予定とか、そういうようなものは、もし計画立てているようでしたら。それで、これは嵐山郷さんのみでやるということなのですか。そうしますと、その辺をお尋ねさせていただきます。何人体制ぐらいでやるのか、その辺ですけれども。あくまでもこれは嵐山郷さんで引き受けて全部行うのか、その辺の考え方は少し聞かせていただければと思っています。

それと、火災報知機の関係なのですけれども、これからはまだというようなお話が出て、2月1日から民生委員さんのほうでというようなお話でしたけれども、何か予算的にどうか、在庫的にどうか、そういうようなものも大丈夫なのでしょうか。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。

開会日につきましては、週6日間を予定しております。現在アイプラザが、今は3時で閉まっておりますけれども、以前8時半から6時まで開いておりましたので、8時半から6時までには開きたいと思っております。

それで、指導員につきましては2人体制で午前、午後、ですから1日4人の指導員さんが必要になるというふうに考えております。それで、障害者の方につきましては、嵐山郷さんと、あとフレンズさん、この2カ所の方々にまずご参加をいただいて、ほかの方の施設もご参加いただけるのであれば、また協議しながらしていただきたいと思っておりますが、スタートはフレンズさんと嵐山郷さんでいきたいと考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ここで186万6,000円の減額をさせていただいておるわけですが、これはある程度追加分を頭に置いて減額をさせていただいておりますので、これからご要望いただいたものにも対応できる数は持っているということをご理解いただきたいと思います。

○柳 勝次議長 第12番、松本美子議員。

○12番(松本美子議員) すいません、では最後ですので。アイプラザの関係は嵐山郷のみかなと思ったのですけれども、フレンズさんにもということになりますと、備品の関係はフレンズのほうは費用的なものは出さないとか、嵐山郷さんのみで出していただいて、指導ということの考え方でしょうか。それをお尋ねします。

○柳 勝次議長 金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 今考えておりますのは、備品につきましては嵐山郷さんのみで出していただければと考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私最初に町長にお聞きしたいというふうに思うのですが、繰越明許の関係なのですけれども、今回の繰越明許については、それぞれ理由があって繰り越されるのかなというふうに思うのです。やっぱり地元に戻ると、道路や水路の要望は非常に多いのです。だから、そういう面では新年度予算で、実は都市整備課が23本の事業をやるのです。だから、そういう点では、繰越明許そのものについては、できるだけやっぱり地元からすると特に道路や水路の整備というのは、地元の人、地元の要望というのは非常に多い事業なのです。それで、実際にその、今年もこういう形で繰越明許になるわけなのですけれども、そういう面では、今まで嵐山町の道路や水路の整備というのが、市街化区域内は都市計画課、調整区域は建設課というふうに分けてきてやってきたと思うのですけれども、そういうことで繰越明許そのものが少なくなっただけかなというふうには思うのです。そういう面では、やっぱり繰越明許でこういう事業についての繰越明許をできるだけやっぱり少なくしてほしいというのが地元の要望なのだと思います。それは、地元の要望があるからこそ、こういう形で載せてきていただいているのだと思うのですけれども、そういう面では、やっぱりそれなりの人員配置をしていかないと、やっぱりこういう繰越明許というのが出てくるのかなというふうに思うのですけれども、考え方をまず最初にお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、さっきのアライグマの話ですけれども、実はフォローアップ事業で30万の予算が補正でついたので、これはアライグマ対策かなというふうに思ったのですけれども、どのようなものなのだとすることで、それはそれで今灯油そのものが高くなってきていますから、それはそれでいいと思うのです。実は、埼玉県ではなくて、全国でも1億6,000万ぐらいの被害が出ていると言われてますよね、アライグマだけでね。特に埼玉県の場合は、去年もう6年度の統計ですけれども、2,000万ぐらい出ているということなのです。特に東松山、児玉あたりが、児玉地域が多くなってきているというふうに思うのですけれども、そういう面では、アライグマ対策について、前回の議会の中で、県の予算がとれなければフォローアップ事業でやるのだよという話があったかと思うのですけれども、もう一度考え方を聞きしておきたいというふうに思います。

それから、アイプラザ、嵐山郷、それからフレンズというふうに話し合われましたけれども、嵐山町の中には障害者の施設3つあると思うのです。そのほかに作業所が何カ所かあると思うのですけれども、労働センターかな、やすらぎか、あそこにも作業所が入っていますよね。今自立支援法が施行になって、その施設を運営するというのが非常に大変なのです。そういう面では、施設を運営することも大変だし、とりわけ作業所の場合は、賃金として払う金額そのものも低くなってきているという状況なのです。だから、できるだけやっぱり町がそういう形で、その障害を持っている人たちに仕事を与えるということであれば、そういう意味で、その特定、特定という言い方はおかしいのかもしれないけれども、そういう施設にやっぱりきちっ声をかけて、参加できるのかどうかという条件も職員数によって変わってくるのかもしれないけれども、やっぱり3施設、あるいは作業所等に声をかけて、事業に協力してもらおうという方法も1つの方法なのかなと思うのです。だから、やるとフレンズ、嵐山郷ということではなくて、やっぱり嵐山町の中にはそれぞれのそれなりの施設というのものもあるし、指導員の人たちがついているし、作業所もそういう形で運営されていると思うのです。そういうことをぜひやってほしいと思うのですけれども、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

まず最初に、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、前回の一般質問でいただいたフォローアップ事業のアライグマの対策等の関係なのですけれども、今農産物の生産組合に対しては、組合長さんをお願いをして、今年の作付に間に合うような形で補助していきたいということでお話はしてあるのですけれども、それまでまだ当初予算には計上させていただいております。それで、なるべく早い時期にまとめていただくような形でお願いはしてあるのですけれども、この12日にまた改めていろんな話に行く予定でいますので、また改めてその辺はお願いはしていきたいと思えます。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

前回やすらぎでやったときには、全部の施設の方々にご相談をかけてやったと思っております。そのときに、できるところが嵐山郷さんとフレンズさんであったというふうに思っております。で、やすらぎでやっている場合、1カ月に大体収益は3,000円ぐらいなのです。ですから、ほとんどが持ち出しになってしまうのです。指導員さんの費用が。今度は、アイプラザで言いますと、

もう少しは収益が上がるかなということで、大体月に10万ぐらい上がればいいかなと思っているのですけれども、そうしますと、ほかの四季の家さんとカ7作業所で、ウイズさん等にも声はかけてみたいと思うのですけれども、なかなか指導員さんを出すだけのあれが出てこないのかなと考えております。できるだけ多くの施設にも参加がいただければありがたいですから、十分検討してみたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 繰越明許の件ですけれども、今年ここでお願いするのは5本あるわけですが、考え方の基本とすれば議員さんおっしゃるとおりでございまして、単年度でけりがつくような形で、これからもぜひ進めていきたいというふうに思っています。この中でも、いろんな条件が別々、いろんな理由があるのです。ですので、何がということは一概には言えないのですけれども、限られた職員がフル回転で本当に真剣に取り組んでいただいております。こんなに事業が進んでおると逆に思うぐらいにやっております。そういう中で、新年度におきましては、技術職員も採用予定をしておりますし、そんなことで、議員さんおっしゃるように、限られた面の中できちんと仕上げができるように、これからもいろんな形でそういう対応をとって、きっちり仕上げていくように努めていきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ぜひそういうふうにしてほしいなというふうに思うのです。実は私、新年度予算の中の参考資料を数えてみたら、都市整備課がやる事業が23本もあるのです。実際に、今年みたいな形で繰越明許になってしまうということになると、新年度予算でせつかくこの道路が整備されるよ、そういう話が地元のほうに伝わると、地元の人には喜ぶのです。それにはやっぱりスタッフをそろえなければならぬと思うし、そういう住民にやっぱりきちっとこたえて、人員配置も含めて、ぜひ繰越明許のないような形でお願いしたいというふうに思います。要望でいいです。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第19号議案 平成19年度嵐山町一般会計補正予算(第6号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時58分

再 開 午後 4時10分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 14、第 20 号議案 平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 20 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 20 号は、平成 19 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,564 万 3,000 円を増額をし、歳入歳出予算の総額を 18 億 4,005 万 7,000 円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬場町民課長。

〔馬場章夫町民課長登壇〕

○馬場章夫町民課長 それでは、嵐山町国民健康保険特別会計の補正予算につきまして、細部に入らせていただきます。

ページといたしましては 50 ページをお願いいたします。歳入でございますけれども、国庫支出金、療養給付費負担金ですか、614 万 1,000 円を増額させていただくものでございますが、年度末ですか、そちらのほうに入りまして、療養給付、現物分に当たる分が大分高くなってまいりまして、600 万円ほど増額させていただくものでございます。続きまして、2目でございますが、高額療養費共同事業負担金につきましては、確定になりまして、減額の

52万6,000円ほどさせていただくものでございます。

3款の支出金の補助のほうでございますが、1目の財政調整交付金になりましては、こちらのほうの特別調整交付金関係と、高齢者医療制度円滑導入の事業の関係でございまして、事業の進捗等によりまして、年度末整理に当たります関係で147万8,000円ほど減額させていただくものでございます。

続きまして、次のページの5款の県支出金でございます。こちらのほうにつきましても、これにつきましては先ほどの国保と同じ算式によりまして減額対象となってくるものでございます。

7款の共同事業交付金でございますが、こちらにつきましては1,674万9,000円ほど増額させていただくものでございますが、こちらのほうにつきましても、医療費関係ですか、80万円以上の医療費が80万円を超えた場合の100分の59ということで交付されるものでございますが、こちらのほうにつきましても、年度末に当たり増額させていただくものでございます。2目でございますが、保険財政共同安定化事業交付金でございますが、こちらにつきましては減額の471万7,000円ほどさせていただくものでございまして、1年間分の30万円を超える、レセプトの関係で8万円を超える部分の59%から交付額を減らした総額が決定したものによりまして、減額させていただくものでございます。

続きまして、歳出の関係でございますが、一般管理費でございます。補正額といたしまして322万5,000円ほどさせていただくものでございます。データベースのソフト関係につきまして100万円、インストール代47万円ですか、それからシステム改修分に当たります関係の70から74歳の変更システム改修ですか、10万5,000円、高齢者受給者証等含めまして322万5,000円ほどの補正額をお願いするものでございます。

保険給付費でございますが、こちらのほうにつきましても先ほどの補助と同様でございまして、今後2カ月支給していく額に対するものでございまして、こちらのほう、予想を含めますが、1,806万2,000円ほど増額させていただくものでございます。

5款の共同事業につきましては、1目でございますが、拠出金であります。こちらのほうにつきましては、額の確定に伴いまして、210万3,000円ほど減額させていただくものでございます。同じく4目につきましても、570万4,000円ほど減額措置をとらせていただくものでございます。

6款の県事業の関係でございますが、1目の疾病予防につきましては226万7,000円ほど減で補正予算を組ませていただくものでございますが、こちらのほうにつきましては、ヘルスアップ事業につきまして98万2,000

円ほど減額でございます。あとは、コンピューター健康調査委託料につきまして128万5,000円ほどの額を減額させていただくものでございます。

10款の予備費につきましては443万円を予備費に充てまして、歳出の調整をさせていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 52ページの歳出の保険給付費、この1,866万2,000円、ちょっとよくわからなかったのですけれども、予想を超えるということでお話あったわけですが、何の予想を超えてこれだけの病気の人がふえてしまったのか、もし差し支えなかったら伺えればと思いますけれども。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 給付でございますが、年間分をこちらで実績等を勘案しまして年間を立てていくわけでございますが、今年の年度初め等はほぼ予想どおり来たわけですが、この後半になりまして、そちらのほうの額が伸びてしまっている状況でございますので、現物支給分ですか、そちらのほうの医者にかかった分ですか、その分がふえておるために、こちらのほうの支出になってくると思われまますので、支出額をふやさせていただくものでございます。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、特別の病気ではなくて、全般に病気になった、国保加入者の全員という言い方は悪いけれども、そういう全般に病気の人が多かったということで、例えば心疾患、循環器だとか、脳だとか、あるいはインフルエンザだとかという要因ではないわけですか。

○柳 勝次議長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 昨年の決算等で報告させていただきましたような項目ですか、循環器系とか、それから腎、尿路系ですか、それとか呼吸器、消化器関係ですか、こういった全般にわたるものが増額になってしまっておりますので、この対応をとらせていただくものでございます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 共同事業交付金、歳入でふえていますけれども、80万以上の医療費にかかるものということですよ。すると、80万円以上の医療費にかかるものがかなりふえてきているということは、高額な療養費というか、大病というのですか、そういった形のものがふえてきているとい

うことになるのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

こちらのほうの共同事業の歳入でございますが、こちらのほうにしまして、90件ほどの件数となっております。それで、金額的なものを参考に申し上げさせていただきますと、80万から100万円が22名、100万から150万が30名、それから150万から200万ですか、12名、200万から250万が8名、250万から300万が7名、300万から400万ですか、こちらのほうも8名、400万から500万円にしまして2名、500万円以上、500万から600万ですか、この範囲が1名ございまして、こういった関係の分に当たってくるとおられます。よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すいません、今私は減と聞こえたのですけれども、実際には増加しているのですよね、それで人数が減になって、件数が減になって、歳入が増加ということなのですか。ちょっとよくわからなくて、その説明伺うと。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 減と申したか、自分のほう、ちょっとその辺が定かではございませんが、90件ほどになりまして、ただいま申し上げました人数等が該当しまして、増額ですか、1,670万9,000円ほどの増額というふうにお伝えしたいわけだったのですが、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 1点お伺いしますが、疾病予防費が大分高額に、減額になっております。226万7,000円、補正ですが、これは理由はどんな理由なののでしょうか。国保ヘルスアップ事業、特定保険指導委託98万2,000円、国保保健指導事業、コンピューター健康調査委託料128万5,000円、この2つの事業で減額になっておるのですが、理由はどんな理由なののでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えいたします。

国保ヘルスアップ事業ですか、20年度から始まる特定健診ですか、そういったような同じような事業が補助金をいただきまして、嵐山町で体験でき

たわけなのですが、その事業に当たりまして人数制限がございまして、町で予定したのが、50人以上の規模でこの補助事業をやっというと考えてございまして。ところが、こちらのほうに参加していただける人ですか、必死に探したわけですが、50人を下ってしまいまして、29名だったかな、減となつてしまったために、補助額を戻されてまいりました。

もう一点でございますが、このコンピューター健診の関係の事業でございますが、こちらのほうは、その参加してくれた皆さんのデータをもとに、新しくどういった病気等に対応したらいいかというデータをつくっていきかけたわけですが、そちらのほうの事業の取り組みですか、おくれにおくれまいりまして、申請までたどり着かなかつたというのが実際になっておりました。というのは、担当されます職員のほうが、大けがも重なりまして、緊急の事態が起きてしまったわけですが、そういったことも考慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 第11番、安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 大変正直な答弁で、はっきりしておりますが、ただ予定を、10人で予定していたのが29人だったという、努力した結果こうだったというのですが、なかなかこういう事業を展開するのが難しいということなのでしょうかね。で、そうするとこれから、先ほど清水さんの前にも質問をしておりましたが、これからの事業展開がなかなか難しいなというふうな感じを持つのです。どうしたらいいかという知恵を絞ってやらなくてはいいませんが、国保の関係、人数がふえ、高齢化もしていくというもの、形の中で、ただ予防事業は何としても進めなければなりません。

したがって、国保とは直接は関係ないとは言いませんが、このヘルスアップ事業だとか、こういうのをやっぱりもっと幅広く展開をしていかなければならないというふうに思っておりますが、これに対する今後の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

正式、今度町に事務課ですか、20年からなってくるわけでございますが、そういった事業に関しましては広報等を通じまして、また回覧等ですか、そういったものをふやしながら、東洋医学で未病ということらしいのですが、その段階を発掘したいのだということを町民の皆さんに理解していただきまして、この事業に参加されますことを願っているところでございます。そういった事業に対する理解をいただくことが大変難しいのかなと思うのですが、その病気になる前段に対して事業をやっしていきたいと考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

○柳 勝次議長 続いて、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今課長のほうからの答弁のとおりなのですが、この事業についても、係とすると、対象の人決まっていますので、電話でもうそれこそお願いをお願いを重ねて出ていただいたのです。というぐらいに、今議員さんおっしゃるように、本当にこの出ていただく、意識を持っていただくという、いかに難しいかということなのです。それで、そういう中で、めざせ100歳をやった菅谷の2区のところなんかは、きょうもちょっと大きく小鹿野のあれが載っていたのですけれども、ここのところなんかは視察に行っているのです。そのめざせ100歳元気！元気！事業終わって、元気の会というのができているのですけれども、それが自主的にこういうところに行っているのです。やっぱりそういう意識がないと、健康事業受けてくださいと言っても、おれは大丈夫だよというようなことになってしまうのですけれども、やっぱり自分の健康は自分で気にしていただく、注意をしていただく、責任持っていていただく、そういうことをぜひいろんな機会で行っていかないと、さっきのパーセントを維持をしていくというのは本当に至難のわざだと思っております。ですから、これからも、これに関する意識をいかに広めていくか、これにかかっていると思いますので、ぜひ議員の皆様方にもご支援とお力をいただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私の聞き方がちょっとまずかったのかもしれないのですけれども、コンピューターの国保の保健指導事業が全額減額ということだったのですか。それだけちょっと教えてもらいたいと思うのです。

○柳 勝次議長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

初め健診ですか、そちらのほうをやりまして、その健診した皆さんの後の結果ですか、そちらのほうをコンピューター判断を行っていくわけでございます。それが事業のずれと、そういったもろもろの関係がございまして、その事業に取り組みなかった状況でございます。ということで、全額が減額、補助申請ができず、対象にならなかったということでご理解いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 20何人がヘルスアップ事業に参加をしたわけですね。その人のデータをもとにして保健指導をやっていくのだと思うのですけれども、そのやった事業の成果そのものをコンピューターに入力すると

ということなのだと思うのです。それができなかったということは、そのデータそのものが、せつかく事業をやったのだけれども、データがきちっと入力されていないということは、せつかく参加した人たちを、これからその人たちの健康をどう守って、どう指導していくのかというデータそのものがなくなってしまうというか、あるのでしょうけれども、そういうものはやっぱり一つ一つの積み重ねになるわけですから、それはそれできちっとやっていかなければならない問題なのだと思うのです。それができなかったということは、人的な問題が原因があったのか、どこに原因があったのか、なぜできなかったのかというのをきちっとはつきりさせておかないと、せつかく事業をやっても、その一つ一つの積み重ねがデータとして残っていかなければ、特に健康を守って管理をしていくという面では非常に大事なことなのだと思うのですけれども、それはどこに原因があったのでしょうか。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えいたします。

その実際に研修を受けてくださった方ですか、そちらのほうは担当におきまして、いろいろデータの的に資料は取り込んだわけですが、こちらのコンピューター関係の委託に入っているという部分が、聯合会のほうでデモ的な事業になるための部分に加わってくるのかなという感じでうちのほうも取り入れたわけですが、こちらのほうへは、町として事業が展開できなかったという状況でございます。その参加くださった皆さんの日ごろの調査項目等は担当のほうでとらえているのですが、その最後の結果にまとめる部分ですか、その部分がちょっと不足して、この事業ができなかったので、不足してしまったという状況でございます。よろしく願います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) やっぱり一応町民の健康を守っていくというのは、そういう人たちと、特に保健指導というものだから強くなる、強められていくわけですから、そのデータそのものを、そのときのものをきちっとやっぱりデータとして残して、ではその次のときに、現在やったもののどこがまずくて、どう改善して、どう健康になってくるかという一つ一つがやっぱり積み重ねなのだと思うのです。だから、その部分は、もし人的な問題で人が足らなくてできなかったのであれば、きちんとやっぱりそういう部分をフォローしながら、やっぱり一人一人を守っていくということが、一人一人のデータをきちっとやっぱり町が管理をして、そのデータの上に立って保健指導していくということが必要なのだと思うのです。ぜひそういうふうにやっていただきたいと思うのですけれども、町長よろしく願います。いいです。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第20号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第15、第21号議案 平成19年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、平成19年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第3号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を9億4,045万5,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上健康福祉課長。

〔井上裕美健康福祉課長登壇〕

○井上裕美健康福祉課長 議案第21号の細部につきましてご説明申し上げます。

64ページをお開きいただきたいと思います。初めに歳入でございますが、3款国庫支出金の5目、総務費補助金52万8,000円の増額であります。制度改正に伴いますシステム改修の補助金でございます。

次に、7款繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、システム改

修費用といたしまして 94 万 2,000 円の増額を、また認定調査費等 42 万 7,000 円減額することに伴い、差し引きいたしますと 51 万 5,000 円を増額させていただくものでございます。

次に、65 ページ、歳出をお願いいたします。1 款の一般管理費 147 万円の増額であります。制度改正に伴いますシステム改修委託料でございます。2 目の認定調査費等は、認定調査員の賃金 83 万円の減額及び当初の見込みより申請者が多かったことによりまして、主治医意見書作成手数料に不足が生じるため、40 万 3,000 円の増額、差し引きいたしますと 42 万 7,000 円の減額となるものでございます。基金積立金 2 万 3,000 円につきましては、利子分を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるものでございます。

6 款予備費でございますが、2,000 円を減額いたしまして、補正後の額を 915 万円とするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 21 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第 16、第 22 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第 4 号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 22 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 22 号は、平成 19 年度嵐山町水道事業会計補正予算(第4号)議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を 534 万 3,000 円増額をし、合計5億 5,486 万 4,000 円に、事業費用のほうを8万 1,000 円減額をし、合計4億 8,690 万 5,000 円とするものでございます。資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 40 万円増額をし、合計 240 万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小澤上下水道課長。

〔小澤 博上下水道課長登壇〕

○小澤 博上下水道課長 それでは、細部説明を申し上げます。

78 ページをお願いいたします。予算の執行計画でご説明申し上げます。収入ですけれども、1 款の事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、一番右手、施設の水道料金のほうなのですけれども、これは 934 万 7,000 円の増ということなのですけれども、これにつきましては、当初は有収水量 269 万 3,000 立米と見ていたものでございますが、これは 274 万 2,000 立方ぐらいになるだろうということで、1.8%ぐらいの増ということでございます。

それから、その下の工事収益 200 万円の減ということもございますが、これにつきましては当初予定した支出のところ、工事請負費で 200 万円が減額になっていきますけれども、給配水管の切り回し工事等がなかったということもございます。

それから、その下の雑収益 454 万 4,000 円の減ということですが、これについては新設加入金、当初は 30、40、50 ミリ、これの口径のものをしていたのですけれども、こういうものがなかったということで、450 万 4,000 円を減額したということもございます。50 ミリの加入金が 220 万 5,000 円ですので、そういったところが大きいということもございます。

それから、その下について営業外収益になるわけですが、預金利息、有価証券利息、有価証券売却益ということで、それぞれ増額をしております。最終的には国債が 400 万円、定期預金が 150 万円ということで、550 万円ぐらいが営業外収益として入ってくるということもございます。

それから、次の支出のところなのですけれども、これにつきましては一番下の特別損失のところなのですけれども、過年度損益修正損というのがありますけれども、87 万 6,000 円、これは欠損処分ということで、49 人分ということもございます。

次のページ、80 ページをお願いします。資本的収入なのですけれども、

法人負担金ということで、これは川島地内の消火栓の工事ということでございます。

以上で細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 78ページなのですが、有価証券利息と有価証券売却益と出てきますが、この有価証券はどの程度購入しているのか伺いたいと思うので、これはこの嵐山町の水道予算の範囲内でどの程度まで許されるものなのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

有価証券、これにつきましては今国債のほうで大体5億円から6億円ぐらい、これ流動資産として扱っておりますので、これについては可能な限り許されるということで、ぜひその水道課についてはなるべく有利なもので運用して、少しでも利益を上げていくというのが事業管理者としての責務の一つかと、こういうふう考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第22号議案 平成19年度嵐山町水道事業会計補正予算(第4号)議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日、3月6日、3月7日、3月10日及び3月11日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月5日、3月6日、3月7日、3月10日及び3月11日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○柳 勝次議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時48分)